

第3回
農業委員会に関する懇談会
議事録

農林水産省 経営局

第3回「農業委員会に関する懇談会」議事録（未定稿）

日 時：平成15年 1月24日(金)14:00～16:50

場 所：農林水産省三番町分庁舎大会議室

八木座長 ただいまから、第3回農業委員会に関する懇談会を開催いたします。

本日は、二つの農業委員会をお招きして後ほどヒヤリングをさせていただきますが、ここでその出席者をご紹介します。新潟県荒川町農業委員会から石山章会長と小川重和参事です。もう一つでございますけれども、岐阜県高山市農業委員会から胡桃坂勝会長と田畑正敏農地主事でございます。

なお、本日は委員全員がご出席でございます。

それでは、早速でございますが、お手元の議事次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思っております。本日の資料の説明を佐藤構造改善課長からお願いいたします。

佐藤課長 それでは、まず最初に本日配付いたしております資料につきましてご確認いただきたいと思っております。資料をご覧くださいと思っておりますが、配付資料の一覧表でございますように、資料の1、資料の2、それと農業委員会に関する懇談会ヒアリング資料ということで、資料の3 - に荒川町のほうからいろいろな資料が提供されておりますので、それが付属として付しまして、さらに資料の3 - というところで高山市のほうからいろいろな資料が配られているかと思っております。それと資料4ということで、資料1から4まで提出させていただいております。

あと、この資料以外に、前回までの懇談会での委員の先生方の指摘事項と、第2回の議事概要のメモを参考資料として配付しております。すべて行き渡っておりますでしょうか。ご確認をお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

次に、本日の会議の進め方についてでございますが、本日はまず前回の会合でお願いいたしました委員の皆様方からの意見メモ、先ほど申し上げました資料1に意見メモを集約してございます。それと、これまでいただいた意見をもとに、前回事務局がお示しいたしました検討事項の中間整理（案）に委員の先生方の意見を追加した「検討事項と主要意見の中間整理（案）」、資料2をご説明いたしたいと思っております。

これらを踏まえた上で、現場の実態に即した議論を深めていただくということで、先ほど座長のほうからご紹介がございましたが、2つの農業委員会からヒアリングを行いたいというふうに考えております。

その上で再度「検討事項と主要意見の中間整理（案）」に即しまして、各事項ごとの議論をお願いできればというふうに考えております。

会議はおおむね4時半過ぎまでを考えておりますので、よろしくお願いたします。

資料の説明は、首席企画官のほうから説明いたします。

八木座長 資料説明の前に、去る1月10日付の農林水産省の人事異動で経営局に山田審議官が着任されましたので、ご紹介いたします。

それでは、資料説明をお願いします。

西岡首席企画官 それでは、資料1と2につきまして、私、首席企画官の西岡ですが、

説明をさせていただきます。

まず資料1をごらんいただきたいと思います。これは昨年の会議の際にいろいろご意見をいただいているんですが、それ以外に、メモという形でお出しただけならばということをお願いしたところ、8名の委員の方からご意見をいただいております。それをかいつまんで1ページ目から簡単にご紹介させていただきたいと思います。

早速ですが、1ページ目、今井委員からいただいているご意見でございます。

まず委員の選び方ということで、任命制にしてはいかがかというご意見がございました。特にそれとの関連では、女性枠、担い手枠、そのほか消費者なり、専門の分野にもそういう選任委員として入っていただいているかどうかというご意見をいただいております。

2番目といたしまして、いわゆる定年制の扱いですけれども、せめて役員を定年制にしてはどうかというご意見でございます。

活動の関連では、企画部会なり、年間活動計画を定めて情報公開を進めてはどうかというご意見でございます。

4点目といたしまして、各機関の連携という趣旨だと思いますけれども、総合的な農業支援センターを農業委員会を核として設置してはどうかというご意見でございます。

5として、農業委員の研修の必要性和、さらに活動がかなり今後合併で幅広くなる中で、報酬なり手当の改善という点についてもご意見をいただいております。

2ページ目、佐藤委員からいただいております。

1の農業委員会の意義・役割について。これについては、純農村地帯では事務局で農地の権利利用調整関係ができるのではないかと。むしろ都市近郊で、事務局だけではいろいろな利害調整なりが難しい場合があるということで、いずれにしても全国一律の制度を見直して、市町村の要件によって対応策なりを分けてもよいのではないかとご意見でございます。

2点目として、優良農地の確保につきまして、今後、そういう農地売却希望農家も増えると予想される中で、優良農地の確保というものは強力な規制がないと難しいのではないかとご意見でございます。

3点目でございますが、活動の重点化につきまして、農業委員会の行政への働きかけの分野はかなり限られているのではないかと。それとの関連で、会議の中でもいろいろ市民農園なり交流なり産直という活動なりについてのご意見もございしますが、こういうものを農業委員会が先頭に立って進めるということについてはいかがなものかというご意見をいただいております。

4点目といたしまして、他機関との連携では土地改良区との連携というものが重要であって、活動分野はむしろ広げるのではなくて、明確にすべきではないかとご意見です。

5点目として、情報は全農家に一般的に知らせるというよりも、求めている情報を発信すべしということで、特にこれは農業委員会だけではなくて、農業関係情報がさまざまな機関から多岐にわたって重複的に提供されているのではないかとご意見でございます。

3ページ目でございますが、6の市町村合併の対応ということでは、特に耕作者の農地の広域化ということで、複数の農業委員会にいろいろ出向かなければいけないという

こともあり、広域的な農業委員の設置という点。さらには、そういう専門的に地域を回る監視員的な役目というものが必要ではないかという点でございます。

それから、消費者なり地域の視点という点では、会長の担う農業委員会のイメージが大きい、大事だというご意見でございます。

組織のあり方で、いわゆる市町村の条例による設置の選択制という議論もありますが、特に一般財源化を仮に導入してしまうと、小さな町村では設置が難しいというご意見でございます。

農業委員会の必置との関係においては、置いていない農業委員会もある中で、そこにさして問題がないのであれば基準の引き上げもいいのではないかとございます。

組織の適正化で、特に小規模の農業委員会では、法定上10名が下限の公選で、推薦が最低3名という形になるかと思うんですが、その場合、総数でも5名から10名でいいのではないかとございます。そのほか、土地改良区の推薦の必要性ということをご指摘いただいております。

定年制につきましては、むしろそういう実態的に若い層が働きに出ている中で役職を務めるのが難しいということと、定年帰農というような観点からもいって、むしろ定年制導入の必要性はないというご意見でございます。こういう問題の弊害を除去する観点からも任命制、広くふさわしい人を任命すべしというご意見でございます。

4ページ目、5ページ目、佐野委員からのご意見でございます。農業委員会と市町村との関係につきましては、市町村が減反なり補助事業、一方、農業委員会は農地保護関係ということで、両者に事業の関連性がない点が問題ではないか。その両組織の連携強化という点をご指摘いただいております。

そのほか、そういう具体的な役割といたしましては、一步踏み出した形のアドバイザー的な役割なり資質の向上という点をご意見をいただいております。

5ページ目はその辺の関係を図解していただいた資料を佐野委員からいただき、それを事務局でまとめたものですが、農地法の番人という点ではトップダウン、法令業務ということで行われているわけですが、むしろ農業委員会はボトムアップの形でいろいろ建議なりを行って活性化にかかわっていくというところに意義を見出していくべしという趣旨のペーパーをいただいております。

6ページ目でございますが、西川委員からいただいております。農業委員会の活動なり組織の今後ということで、1のいわゆる必置につきましては、将来も食料基盤を守る重要な役割ということで必置すべきというご意見でございます。特に、農地転用なりについて毅然とした態度で臨む農業委員会であってほしいというご意見をいただいております。

2点目といたしまして、農業委員会と市町村の農政部局との関係をどう評価するかという点ですが、やはり農業委員が地域と密着して農民の声を行政反映させるという点を発揮させていくべきということで、そういう点で建議なりが評価されるのではないかと、ただ単に市町村の職員の合理化とか人員の削減だけの組織統合というのは考えものではないかという点です。

3点目といたしまして、具体的な役割の発揮という観点では、特に地域の農業関係役員が話し合う場を定期的につつという点、特に役割分担と協力意識の構築ということを

まず第一に考えるべきという点でございます。特に、地域密着の活動、そのほか、非農業者、特に地域住民との関係では、イベントなり学習なり体験会などの企画という取り組みも考えられるというご指摘でございます。いずれにしても、農業委員の資質という関連では、温和なそういう調整ができる人望の厚い農業委員の必要性をご指摘いただいております。特に、農業委員の地域での指導力という点と、若くて行動力のある農業委員という点のご意見をいただいております。

8ページ目でございますが、谷口委員から、農業委員会の活動のあり方については、そういう中核的な農業経営体を育成するという点について明確な意思と方針をあくまでも活動の第1順位とすべきだというご意見です。

特に、農地の流動化との関連ではむしろ農地の価格形成にかかわる、相場をつくるという意味での農業委員、選挙委員なりが、そういう債務処理という観点での価格提示ということもあるんだろうというご意見です。

他機関との連携という部分では、機能の重複というもの、財政の負担の無駄を避けることが絶対必要であるというご意見でございます。

交流の関係につきましては、むしろ農の多面的な役割ということの再評価の中で、農業委員会が母体となってそういう交流に積極的に取り組むことが必要ではないかというご意見です。

組織のあり方につきましては、具体的に必置基準の見直しでは、現行、北海道は必置が政令で360haとなっておりますが、3倍程度の1,000haに引き上げてはどうかという点。

それから委員の構成につきましては、むしろ選任委員の割合を上げて、農業者の民意の反映という意味での選挙委員と社会的要求というバランスでの選任委員ということでのバランスを考えて、このような率にしてはどうかというご意見でございます。いずれにしても、そういう大局的視点を持つ委員の割合を高める必要がある。そのほか、女性経営者なり、青年経営者なり、法人など、多様な構成を検討すべきであるというご意見です。

9ページ目ですが、やはり定年制、70歳を目安として導入すべきである。そのほか、選挙資格をもう少し明確化すべきという点。さらに、農業委員の待遇の改善、委員報酬が多様な役割のわりに低いというご意見をいただいております。

10ページ目でございます。長委員からいただいているご意見ですが、市町村の広域化への対応ということでは、やはり政策浸透と課題の汲み上げということでは、将来とも農業委員会は重要であるという中で、特にそういう広域化に対応した農業協力員なり推進委員等の設置の制度が必要ではないかということをご指摘いただいております。

それから設置基準、必置基準につきましては、市町村の合併の進展を踏まえて必置の面積の基準を引き上げることが必要である。ただ、一方で小規模の地域での意向反映に支障を来さない必要があるということで、特に都市農業地域のさまざまな消費者と生産者の架け橋という意味での活動という農業委員会の役割の検証が必要ではないかというご意見です。

3点目といたしまして、農業委員会と教育委員会の連携強化ということで、おのこの同じように独立の行政委員会として市町村にあるわけですけれども、そこが定期的に意見交換をして、地産地消なり学童農園なり体験学習なりという点での取り組みを助長す

る必要があるということで、そのための制度を構築すべしというご意見でございます。

委員の選任につきましては、持ち回り型で行われている選出が多いんですが、むしろ公正な選挙で選ぶべきであるということで、農業委員の役割が非常に大きい中で、そういう自負と責任というもので行っていくべきである。また、議会推薦の学識経験者では、一部農業に無関係な議員なり、そういう議員のみを学識経験者として推薦したりしてしまうケースがあるので、農業従事経験の要件なり、女性・青年農業者の推薦なりの明記を検討すべきではないかという点です。

11ページ目でございますけれども、農政の推進体制との関係につきましては、やはり改めて農村現場での推進体制というものを検討すべしということでご意見をいただいております。

12ページ目、飛田委員からいただいております。これも飛田委員からいただいたものを事務局のほうでそのまま整理させていただいておりますが、左のほうにある農業委員会のあり方については、特に第三者の声という点、そのほか耕作放棄地の調査なり活用、NPOなりの活用、さらには女性農業委員の登用、活動の地域差の是正、必置制度の見直し、小規模委員会の広域連携という点、さらには委員構成の見直しと定年制の導入、スリム化、情報公開、情報の共有化、農業委員を名誉職から実務家への意識改革を行うべき。そのほか、情報の共有化の取り組みをデータベース化するというご意見。あとは、他団体との競合は、効率性を優先して極力競合を避けるという点。あとは、農業委員会系統組織の全体の機能、財源の見直しをして、実務家組織として規模の縮小を図るということで、一般財源化も視野に置くべきではないかというご意見でございます。

13ページ目でございますが、福田委員から、活動の重点化につきましては、「事業は人なり」という観点で、特に地域農業の担い手の経営確立なり展開に重点を置くべきであるというご意見です。

他機関との連携体制につきましては、業務の中に他の機関との活動、機能の重複が見られるのではないかと。特に、経営指導面で重複があるのではないかと。さらには、委員構成につきましては、70歳以上の割合が上がっているという点を踏まえて、定年制なり選任委員への認定農業者、青年、女性農業者の増員という点でご意見をいただいております。

そのほか、1回目、2回目に出ておりました意見は後ろの参考資料につけておりますが、資料2のほうに今回いただいた意見と、いままで委員から1・2回でご意見をいただいたものをベースに、今後議論をまとめていくプロセスということで、各委員のご意見という形で該当箇所にアンダーラインを引き、こういう意見があったという形で事務局で整理させていただいております。一部重複がございますが、簡単にご紹介したいと思います。

資料2の3ページ目、意義、役割、いまご紹介したようないろいろなご意見をいただいておりますが、アンダーラインの(2)のところで、特に農業委員会の役割につきましては、農地の管理の方向づけを行う自主管理組織という点、優良農地の確保という点、政策浸透と課題の汲み上げという点で、農業委員会の設置というものが現在においても意義があるのではないかと。さらには、株式会社の参入なり多様な担い手の参入の今日的な政策課題に対しての関与という点で、やはり農業委員会の役割は重要ではない

かというご意見がございます。

一方で、担い手育成などの業務の重複と、他の機関で行われている点で、農業委員会の独自性が薄まっているのではないかと。制度上の理念と実際の活動・運営とに差があるのではないかと。優良農地の確保・保全といっても、本来的にその辺の役割が十分果たされていないのではないかと。さらに、組織のスリム化なりが必要ではないかという点もありまして、将来に向かっての改革なくして現在のままでの存続は難しいという厳しいご意見もいただいております。

市町村と農業委員会との役割の関係につきましては、4ページ目の上のほうに、これも幾つかご意見をいただいておりますが、農業委員会の業務は国の重要な政策であるとともに、市町村の政策の基本であるという部分で、これを農業者と結びつけた形で推進するためには、首長部局の農政担当だけでは十分ではない。実態的に農地制度、さまざまな実務的な確認なり事務をいただいている農業委員会の実態的な活動を市町村の職員だけで担っていくというのは現実的に厳しいということで、やはり地域農業者の組織というものが必須ではないかというご意見がございます。

ただ、一方で農業委員会の役割が純農村なり都市近郊、地域で異なっているということで、先ほどもございましたが、全国一律の制度を見直して、市町村の立地状況によって対応を分けていくことが適当であるというご意見。さらには、農地面積が小さいなり、地域的にその設置の必要性のないところは当然行政の肩代わりという点。あとは、都市農業委員会の役割についても検証が必要だというご意見をいただいております。

具体的な農業委員会の役割についてもいろいろご意見をいただいておりますが、のところ、特に地域農業のアドバイザーなり、農地に関する専門家集団というような役回り、さらには具体的に農業委員会で地域農業の問題を話し合う機関としての役割、さらには個性ある地域農政をボトムアップで実施する実施機関としての役割、そういう役割をむしろ重視していくべきだというご意見もいただいております。

5ページ目、活動のあり方につきましては、総花的で見えにくいという指摘があるわけですが、のところ、地域の特有の課題に焦点を絞って重点化すべきだという点。さらに、いろいろあれこれやるのではなくて、本来の法令業務の厳正な執行機関として、これを徹底すべしというご意見もいただいております。

として、そのほか地域農業の中核的な担い手の経営支援、経営確立という点を最優先すべきというご意見もいただいております。

で建議なり答申なりについてでございますが、これが一部の活動にとどまっているということもあるんですが、活発な農業委員会ではこういう建議なり方向づけの取り組みという点が行われて、評価されるべきというご意見をいただいております。

他機関との関係につきましては、6ページ目のの論点のところ、やはり各機関で重複しているのではないかとという点で、その活動の整理、分担するという点、そういう農政の推進体制の再編というご意見をいただいております。具体的には、農業委員なり行政なり土地改良区なりが議論し、連携を密にする、そういう組織づくりというものをまず重要視すべきというご意見と、連携では特に土地改良区との連携が有効だというご意見もいただいております。

消費者なりNPOなり、他の機関との関係につきましては、のところ、これも先

ほど出ておりますが、教育委員会や商工会などの機関で地域農業のあり方について議論する。非農業者なり地域住民の取り組み、教育委員会との関係なりの点で取り組んでいくことが重要だというご意見をいただいております。

ただ、一方で、そういうものを農業委員会が先頭に立って取り組んでいくべきなのかどうかについて疑問視するご意見もいただいております。

情報の関係につきましては、7ページから 、 、 にそれぞれ入っておりますが、先ほども出ておりますが、一般的な広報なり広範な情報提供ではなくて、担い手が求める情報の提供という点を重視すべしというご意見をいただいております。

あとは、全国段階での農業委員会活動の情報の共有化という点が でご意見をいただいております。

いずれにしても、農業委員会が地域の人々に対して、農業なり農地について関心を持てるように、説明責任を果たすための機会を確保していく重要性についてもご意見をいただいております。

7ページ目ですが、市町村合併への対応につきましては、先ほど出ておりますが、そういう広域的な活動に対応した農業委員の設置なり、それを支援する仕組みなりの重要性を指摘いただいております。

ただ、 のところで、これから合併が進む中で農業委員の大幅な委員数の削減が行われるわけですけれども、そういう実務的な協力体制の構築なり、スリム化された中で期待された役割をどういうふうになんか発揮できるのかという点も課題だというご意見もいただいております。

8ページ目ですが、資質等の関連では個別の政策の遂行力なり意欲、能力、人望という点での能力・資質向上の重要性。それとの関連で、場合によっては地域外の人々や専門家の選任というものも検討されるべきではないかというご意見をいただいております。

9ページ目ですけれども、組織の形態につきましては、現行の小規模農地面積の政令基準の扱いにつきましても、これは必置基準の引上げが必要もしくははやむを得ないというご意見なり、必要性のないところでは行政が肩代わりという点のご意見なり、廃止したところでも問題ないのであれば可能ではないかというようなご意見をいただいております。

10ページ目でございますけれども、 のところで、いま農業委員会数の3割が法定の下限定数の10名で張りついているという状況にあるわけですけれども、こういう点について、特に小規模の市町村で総数は5名から10名程度でいいのではないかというようなご意見。さらに、必置基準の見直しやスリム化は進めるべきであろう。ただし、一方で政令市の誕生なり、農業委員の定数なり委員会の設置は、市町村の状況なり、その市町村の考え方で、場合によってはその緩和が必要な場合もあるということで、慎重に検討すべきではないかというご意見もいただいております。

10ページ目の委員の構成につきましては、 のところで、真に担い手の視点に立った活動の必要性という点で、地権者以外の第三者の意見を反映させる点で、地域農業について俯瞰できる委員の割合を高めるべきである。先ほど出ておりました専門家の活用なり、選任委員の割合を引き上げていくべきというご意見をいただいております。

11ページ目で、それとあわせて認定農業者なり青年なり法人経営者なりの参画という

点のご意見をいただいております。

定年制につきましては、両論という形で、導入すべきという意見がある一方で、必要性はないという意見の両論をいただいております。

選出方法につきましては、自覚と意欲を持つために公選制が必要だという意見の一方で、法制定時とは異なり必要性は薄れてきている、高齢化への対応からも公選制の見直しが必要という意見をいただいております。

また、繰り返しになりますが、若い認定農業者なり女性の参画、選任委員の市町村長による任命制、農業の従事経験なりのご意見をいただいております。

12ページですけれども、財政基盤との関係につきましては、のところで一般財源化というものが議論すべき課題として取り上げられているわけですけれども、やはりこの点につきましては、国の食料政策に直接結びつく農業政策なりというものは、地方分権の動きの中で、一般財源化によって市町村が自主的に行っていくべき政策とは異なる面があるのではないかという点と、実態的に交付金が、裕福ではない市町村の活動を支える財源であるという点で非常に重要であるという意見と、一方で財源の見直しを行って、一般財源化も視野に置くべきという意見もいただいております。

以上、漏れている点もあろうかと思えますけれども、きょうご議論いただく参考ということでご紹介させていただきました。

次に、委員要求資料について、資料4で簡単にご説明したいと思います。これは前回の会議なりメモの中で、福田委員のほうから、農業委員会と地方公共団体、他の関係の団体について、前回、資料をお出ししておりますが、もう少し詳しい業務内容なり都道府県のを追加していただきたいという意見と、農業委員の構成の中で法人の役員なりがどれぐらい農業委員の中で占めているのかという点についての資料要求がございました。

1点目の点につきましては、1ページ目、農業委員会と地方公共団体、他の団体との関係につきましては、これは前回お示しした資料をもう少し詳しく目に書いたつもりでございますけれども、ごらんいただきますと、農業委員会といいますのは、ご案内のように、業務の内容で法令業務なり意見具申なり農業経営支援、簿記なり税務指導なりを行っているわけですけれども、それに関連する部分としては、例えば農業協同組合が営農指導なり経済事業の観点で、さらに地域農業改良普及センターがいわゆる経営診断なり分析という点で、この辺に若干業務的な重複といいますか、重なりがあるという点があろうかと思えます。

ただ、農業委員会が法令なり活動の実態部分をやっているのに対して、市町村部分では、ここにありますように、そういう計画の策定なり認定なり、あと補助事業なりという形での業務の住み分けが行われているのかなと思われま。

あと、都道府県段階では農業会議というものがございまして、この間の資料でもご説明しましたが、転用の関係の答申なり意見具申なり、農業委員会への協力・指導を行っております。

参考資料として、農業委員の中で法人関係者なりがどれぐらいを占めているのかということで、これはちょっと全国的にいずれ調査しなければならないと思っておりますが、全国農業会議所の協力を得て幾つかの県からサンプリング的に調査したものを石川県と

長崎県の例でお示ししております。

ここで見ていただきますと、うち法人構成員という形で、例えば石川県でいきますと総数で9名ということで、率にしても1%程度、長崎の場合にも10名で0.8%程度ということで、1%弱と。いずれも、1名の選任委員を除いて、選挙委員という形で入っていただいているという実態でございます。

以上、ご説明申し上げます。

八木座長 それでは次に、議事次第に沿いまして、農業委員会からのヒアリングに入りたいと思います。その後、皆様方からご意見をいただく意見交換に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

今回ヒアリングをお願いした農業委員会には、事前に農業委員会の概要説明と、前回の懇談会の際の検討事項の中間整理（案）についてのヒアリングをお願いしております。

それでは、最初に新潟県荒川町の農業委員会からお願いしたいと思います。その後に岐阜県高山市にお願いしたいと思います。なお、説明はそれぞれ10分から15分程度ということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

荒川町会長 荒川町農業委員会会長の石山です。それではまず最初に、荒川町の概況についてご説明いたします。荒川町は新潟県の北部に位置しております。町の面積が36.7km²ということで非常に小さな町であります。人口が1万1,800名ほどであります。小学校が2校、中学校が1校、県立の高校が2校ございます。

それでは、農業の概要についてご説明を申し上げます。農家数が766戸、耕地面積が1,322ha。業務の執行体制であります。農業委員が17名でございます。うち選挙委員が14名、選任委員が3名。選任委員については、農協代表1名、共済組合代表1名、議会推薦から1名。議会推薦の方は認定農業者の方であります。

次に、農業委員会が実施している業務でございますが、農地の利用調整、交換分合事業、農業者年金業務、農家の相談、農業青色申告会、農政対策協議会、農業者年金受給者連盟、農業者年金事務連絡協議会、郡市農業委員会連絡協議会の事務局の業務をやっております。

町の農林行政であります。町の農業行政と農業委員会との役割分担でございますが、現在、補助事業ベースで町が農業委員会との間で事務委任や補助執行等の事務手続きを行っている事例はございません。このため、経営対策体制整備推進事業で地域農業マスタープランの作成は町長部局が主として行い、農業委員会が副として行っております。農地流動化対策では農地の掘り起こしや担い手への集積、また、認定農業者の対策、簿記記帳の推進活動は農業委員会サイドで行う役割分担ができております。

農業者年金業務については、事務委任規定がございます。農業経営基盤強化促進法による不動産の嘱託登記事務を当農業委員会で行っております。これにつきましても事務委任規定がございます。

農業委員会が実施している上記以外の業務でございますが、農業委員会が事務局を務める業務については、随時関係団体との連携を密にし業務を実施してございます。

当農業委員会では、農業委員会岩船地方協議会、農業青色申告会、農業者年金受給者連盟、農業者年金事務連絡協議会の事務局を担当してございます。

他の団体、組織との連携、協力でございますが、農地銀行の運営委員会、これらにつ

いては農業改良普及センター、JA、土地改良区などと農業委員が協力して行っております。それぞれの立場から意見を伺いながら農地の利用調整を行ってございます。

農業体験学習におきましては、普及センターや農村生活女性アドバイザーの協力を得ながら実施してございます。

農業者年金事務連絡協議会では、JAや町の国民年金担当者との連携を密にし、新制度への加入促進や円滑な事務手続きに向けた取り組みを推進してございます。

次の事務執行体制については、先ほど申したとおりでございます。

3ページでございますが、部会につきましては、任意の部会の農地部会、振興部会を設けてございます。

事務局の機構でございますが、内容を見ていただきたいと思いますので、割愛させていただきます。

次に業務の実績でございます。これについても数字のとおりでございますが、その年、年によって、5年の数値でございますが、件数が上下しているのが事実でございます。ただ、近年、特に農地の流動化、平成14年度に入ってから圃場整備が確立されたため進んできている状況でございます。

農業体験学習でございますが、これについては、5ページになります。農業委員会で町内の小学校の親子、一般町民を対象として、土に触れながら栽培し、収穫するだけでなく、草とりをしたり、いいところだけを体験していただくのではなくて、収穫までの間のプロセスを大事にしながら、心豊かな子供に育てる目的で実施しております。約50名ほど、これは今年で4年目になります。最初は転作地に米をつくって、田植や草とりや収穫、はざかけ、いろいろなことを体験していただいたわけですが、そのはざかけをしたわらを使って、小学校へ出向いて、縄ないやら、昔ながらのわら細工等をつくる。先生には農業委員がなっていたということでございます。なお、そのとれた米は主食に使うわけにはいきませんので、海外で飢えで苦しんでいる発展途上国に援助米として送らせていただきました。そうして送ることによって、子供たちが国際貢献をしているんだという位置づけを認識していただきたいと思いますという思いで取り組みました。

次に、参考資料で「荒川町の農業」というのがあるかと思いますが、それについて簡単に説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、農業の全般でございますが、農家数が昭和40年当時から見ると非常に減少している。その中で、専業農家率については、この数字は販売農家数でございますので、直接これは比較にならないと思います。

次の2)の農家人口・農業就業者数でございますが、これについても農家人口が少なくなっておりますし、就業者もそれに見合っただけで数が少なくなっております。

3)の耕地面積であります。耕地面積も農地転用等の関係で、記載されているように推移しております。

経営耕地規模別の農家数でございますが、これにつきましては5ha以上層が増えているということでございます。規模拡大が少しずつではございますが、推移しているということでございます。

3ページほどめくっていただきたいと思いますので、中間のものについては割愛させていただきますので、目を通していただきたいと思います。

8) 農地の流動化でございますが、これからはさらに加速させなければならないわけですが、設定率が昨年3月末で15.5でございます。その前の17.5はミスプリでございます。訂正願いたいと思います。15.1でございます。

その次に10)でございますが、農地流動化について、これも農業委員会で町長部局に意見具申をされた事業でございますが、町単独で農地流動化の助成金を交付しております。これについては、出し手側、農地を貸す方に助成をしている過去の件数と面積、金額でございます。金額等については後ほど説明させていただきます。

その次のページでございますが、これも町単独の農業支援策でございますが、平成5年に作況が45%ぐらいでございました。なお、品質が非常に悪かったわけですが、そのときの緊急の融資でございます。1年おいて平成7年にも、これも水田の不作でございます。これについても利子補給をしていただきました。

あと大きなものについては、農業の担い手育成・確保対策事業の利子補給でございます。これも10年度から掲載されているとおりでございます。

農業経営基盤強化資金の利子助成、いわゆるスーパーLでございます。これについては後で詳しくご説明いたしますが、平成10年度から14年度までの推移でございます。

次に、ページをめくっていただきたいと思いますが、認定農業者の状況でございますが、基本計画で荒川町では90名の認定農業者を育成しようということでスタートいたしました。平成7年度から認定農業者の数は記載されているとおりでございます。平成14年11月1日現在では106、うち法人が2つございます。

制度資金の利子助成でございますが、先ほど説明いたしました確保対策事業の利子補給でございますが、これについては2%の利子補給をしていただいております。近代化資金、土地利用型農業経営体質強化資金でございます。

また、いわゆるスーパーL資金の上乗せでございますが、個人、法人含めてですが、2,000万円まで実質金利の4分の3を町で助成しております。なお、農機具等を購入する場合については、4分の1については農協が助成するというので、スーパーL資金については農機具対応では金利負担が受益者はゼロというような施策でございます。

また、法人化推進も行っているわけですが、法人を設立するための費用、40万円を限度として、2分の1を助成しているということでございます。

担い手およびリーダーの海外研修、これらについては最初は要望がありましたんですが、最近はないような状況でございます。これらの事業については、農業委員会で町長部局のほうに要請して実現したものでございます。

次に農業委員会等の概要でございますが、うちの町は人口が微増の町でございます。交通の要所ということでありますし、ここへ記載されているとおりでございますが、真ん中の下のほう、標準小作料でございますが、10a当たり、圃場整備が完了したところについては3万円、圃場整備がまだなされていないところ、20aを基準とした区画で10a当たり1級地が2万9千円、2級地が2万6千円、3級地が2万3千円でございます。

農業委員会の報酬でございますが、会長については月額6万9千円、職務代理者については同4万2千円、任意の部会長、同4万円、副部会長、委員については同3万8千円でございます。

事務局体制については、農政課長が農業委員会事務局長を兼任しております。ほか、

参事、副参事、主事、計4名でございます。

なお、うちの町の農業の基盤づくりの特徴といたしましては、800ha新たに圃場整備を行ったわけでありましたが、受益者負担をゼロにしようということでスタートした圃場整備事業であります。公共用地を生み出して、それを創設換地でもって売却しまして、それを圃場整備の事業費に充てるというものでございます。5.7%の公共減歩をして、それを工事費に充てるというシステムで、これからは圃場整備をやっても、その負債を抱えながら農業をやるには非常に大変だろうということで、いま800haが15年度には面工事が完了する予定であります。圃場の区画は50aを基本としまして、1haの農地をつくっております。地形的には平坦地でございます。

あと少し資料を持ってきたのを見ていただきたいんですが、1つには「農業委員会だより」、これは年一度発行しているわけでありましたが、資料は白黒であります、カラー刷りでございます。これは改選があったときの内容でございます。19号、20号とございます。

それともう1点は「生きる力」、これも農業委員会の発案でスタートしたんですが、事業は農政課でやっております。予算が農政課のほうから出ているということでございますが、ともかく子供たちに体験していただくことによって豊かな心を育むことを教育目標としながら、将来的にはその子供たちの中から担い手が育てばというような思いでスタートしたわけでありまして。これは当初、学校の教育に生かすにはまず学校の先生方に農業を知っていただくということで、町の農業の実態やらを教職員の分を配布していたわけでありまして、3部目から、せっかく配布するんであるからということで、児童、生徒、これは小・中学校と保育園、保育園については保母さんであります、小・中学校では教職員と児童、生徒に配布しております。こういうことが着実に学校からの反応も出ておりますし、学校からまたいろいろ授業をやるときの調整会議等を学校とあわせて行っております。

あともう1点、地産地消の件であります、地域で取れたものは地域で消費しようということで、いま教育委員会と私のほうで調整を図っております。特に教育委員会のほうでは安定した品質のよいものを提供してくれるようにということでございますが、まだまだそこまでいっておりませんので、その時節、時節のものを届けるように検討しておりますし、それにあわせて給食に使うものについて、今後、農家のほうと連絡を取りながら作付をしていただくというような準備に入っております、学校給食と連携を取るのにはスタートしたところでございます。

以上でございます。

八木座長 どうもありがとうございました。それでは続きまして、高山市農業委員会のほうからお願いいたします。

高山市会長 高山市農業委員会長の胡桃坂といいます。高山はけさも大雪ということで、きのうはマイナス9.5というような、そんな土地でございます。冬は大体寝て暮らすということで、夏の半分で農業をやらにゃならん、そんなところですけども、それを逆に利用いたしまして、おかげさまで全国的にもわりあい若い後継者もおりますし、農業委員会も23名のうち17名は認定農業者ということで、女性農業委員もおりますし、若い人が多いということでございます。

今日、高山は実は24日市といって、昔からの伝統の、農業者がいろいろなものを冬のうちにつくって、町で売って、そこで町から魚などを買っていくという行事があるわけです。それがちょうどきょうの24日。24日が荒れると、ことしは豊作ということで、きょうは荒れておりますので、非常に喜んでおるといっていただけます。これは私たちのほうの一番大きい部落ですけれども、そこの女性の方たちが「うるっこ」という名前をつけまして、加工品をつくり、イベントなどで販売しておるといっていただけます。

概要はこんなことですが、事務局のほうから説明させていただきますので、どうかよろしく申し上げます。

高山市 では、高山市の農業委員会の概要につきまして、資料に基づきまして説明させていただきます。いまほど会長の案内にもあったわけなんです、高山市は夏、非常に昼、夜の寒暖の差が激しいというような土地柄でございます、そういったところで、トマト、ハウレンソウの雨よけ栽培ということを中心にしてやっておる産地でございます。そのほかに、飛騨牛ということで知られる牛等もあるわけなんです、およそ半分ぐらいは野菜の販売額が占めておまして、農業販売額は総額で79億円程度の農業を行っております。農地面積は1,500ha、農家数が1,358戸ということですが、農家数のうち専業が183、第1種兼業が211、計400戸ぐらいは農業を主体としてやっておる土地柄でございます。

業務の執行体制といたしまして、組織図を挙げておるわけですが、会長、職務代理人、役員会の下に幾つかの部会を設置しております。農業委員会等に関する法律の中では、選挙委員が20人以上いる場合は法定部会を設置しなければならないという決まりがあるんですけれども、高山市の場合は選挙委員が17名でございますので、これは任意部会ということで設置しております。

農林部会、畜産部会、農用地部会、特産部会というこの4つに、あと会長、職務代理人以外の皆さんがどれかに1つ参加していただくということで部会を分けておりますし、いきいき農村推進室という、これはまた後ほど説明させていただきますが、特にこれは後継者でありますとか家族経営協定、そういったことについて審議する室を1つ設けております。

また、別の組織としまして、編集委員会ということで、先ほども機関誌を発行しておられるというご紹介があったわけですが、高山市でも発行しておまして、きょうの資料の一番最後に「農委と農家」という機関誌があるわけですが、こういったものを発行しております。ちょっと横道にそれますが、この表の絵は、フィスコ・ワダさんという絵師の方が飛騨におられまして、この方はもとは九州のほうにおられたようですが、飛騨の自然に惚れ込みまして、高山市の隣の村に居を構えられまして、おられるわけです。そういった方も農業委員会の活動ということに非常に賛同して下さる中で、買えば高い絵なんです、毎回毎回こういったものを描いて、無料で農業委員会のほうへくださっておりますので、それを表紙に使わせていただいております。この「農委と農家」は3カ月に1回、年4回発行しておるんですが、できるだけ決まりきった法律の決めごとということじゃなくて、農家の皆さんに執筆いただいと方向で発行しておりますが、そういった編集委員会というものが組織の中に1つございます。

事務分掌といたしまして、農林部会につきましては農作業の雇用賃金および機械利用

料金の検討でありますとか、そして何といたっても中心的な位置づけということで、農業政策全般に関する建議の検討、また、標準小作料の検討は3年に1回で、現在は平成13年から15年の3年間で一つの小作料、決定されたものでいっておるような状況です。

また、畜産部会につきましては、畜産物の政策等につきましてはの建議の検討、また飼料作物の標準価格の検討、これは毎年やっておるわけですが、そういったことの審議。

農用地部会につきましては、農地の流動化の推進活動ということを中心にやっておりますし、いま盛んにいわれておりますことは、農業委員会の地区担当制ということもいわれておるわけですが、高山市もこれにこれから積極的に取り組んでいかなければいけないということで、その案件もこの農用地部会にお願いしまして検討を進めてもらっているところであります。

また、特産部会ということで、いま会長から紹介があったわけなんです、そういった特産品あるいは加工施設の研究というようなことでやっております。

いきいき農村推進室といいますのは、結婚推進活動あるいは家族経営協定の推進、あるいは女性農業者等の支援活動ということで、お菓子の団体なんかへの、お金は出せませんけれども、いろんな面での支援ということで活動しているわけでございます。

また、高山市の場合、建議あるいは基本方針というものを毎年立て、また協議して進めておるわけですが、そういった非常に重要な案件につきましては、最初それぞれの任意部会で自分たちの仕事の中での内容について協議するわけですが、それを総会にかける前に役員会というところで練りまして、これは各部会の正副部会長、そして会長、会長職務代理者といった人たちで組織されるわけですが、その役員会を経て総会へ臨む、そういったことをやっておりますし、農政が動く中で緊急な案件が発生することもままあります。次の農業委員会、月に1回行っておりますが、次の農業委員会までこれは待てる案件ではないという場合、緊急に役員会を開催し、その決定をもって、総会では事後報告、そういった位置での役員会というのが一つあります。

編集委員会につきましては、先ほど述べさせていただいたような内容でございます。

委員数と構成ですけれども、農業委員総数23人のうち、選挙委員が17名、条例で定めるところの定数17名、全員いまおります。そして選任委員が6名です。選任委員の構成といたしまして、農協理事ということで1名、学識経験者ということで5名、その内訳は市議会議員が3人と県女性農業経営アドバイザー2人、これは県によって呼び方が違いまして、長野のほうではマイスター制度というようなことを聞いておりますが、そういった女性の地域における指導者的な称号であると考えればいいかと思いますが、そういった方が2人です。

実は昨年7月に統一選挙があったわけですが、その前、平成11年の改選のときに、それまでは高山市は女性委員はいなかったわけなんですけれども、特に農協女性部からの声が非常に上がりまして、農業委員会の中にも女性をとということで、推薦委員、選任委員という活動がある中で、その当時は学識経験者ということでは市議会議員が4人という出し方であったわけなんです、議員を1人減らして3人にする一方、女性を2人入れていただいて、計5人にしたといういきさつがございます。先般の統一選挙では引き続きその2人の方がまた推薦いただきまして、活動いただいております。委員会の中では、特に女性が入られてから雰囲気非常に和やかになったという、和やかだけで評価

してはいけないんですけれども、そういったことで非常に好評である状況でございます。

事務局の体制ですが、事務局職員ということでは6人で構成されております。産業振興部長が兼任で事務局長を務め、振興主事ということで農林課長、そして私、農地主事という立場なんですけど、専任でおります。あと書記が専任と兼任、計3名。全体では専任が2人、兼務が4人という体制でやっております。

農地主事という名前は、さきの農委法の改正の中で農地主事というのは必置機関ではないということが決まっておるわけですが、高山市ではやはり農業に向かっていくには責任を持ってやる者も必要であるということで、農地主事と振興主事という、農地の側面から物を見る、もう一つは農業振興の側面から物を見るというような立場で、2つの主事制度を市の規定の中で定めまして実行しておるところです。ちなみに、農地主事という肩書は岐阜県下ではいま3分の1ぐらいが引き続き残っておるようでございます。

他団体との関連ですけれども、月1回開催されます総会には、もちろん市、普及センターの職員が出席しまして、助言、回答等を行っておるわけですが、そのほかに市の農業に關します重要案件、農振整備計画の変更でありますとか、そういった重要案件は各団体の長をもって組織しております高山市の農業振興協議会というところで協議されておるわけですが、会長は農業委員会長が務めております。

また、事務レベルということで、農業委員会、そして行政、農協、食糧事務所、農業共済、そういったところの事務担当者が高山市の営農指導連絡協議会というものを組織しております、これも毎月1回集まりまして、施策のみならず、営農、流通、そういった全般的なことについて実務的な会合を持っております。

次が、左の組織図の中に書き落としたなということちょっと反省しておるんですが、農業委員会の組織としまして、高山市に42の集落がございまして、それぞれ1年間を任期として農業改良組合長というのがあるわけなんですけど、その人たちを農業委員会の地区委員ということで委嘱し、ふだんの活動をしていただいております。主に農地法の書類が委員会に出てくる前、地域の精通者ということで確認をいただくこと。そして、先ほどのこういった機関誌の配布等の仕事をお願いしているわけなんですけど、きょう、後ほどまた出てきます中間整理(案)の中とも関連するわけなんですけど、こういった地区委員という制度が高山市では非常に大事な位置づけを持っているといえるかと思っております。

総会のほかに、それぞれの委員会が活動しているわけですが、その都度、普及センターあるいは農林課の関係職員が参加し、助言をするということ。

あるいは、認定農業者の事務につきましては、農業経営支援改善センターが行っておりますが、1人の職員を専属に張りつけまして活動いただいているわけですが、そことの連携により進めておるところです。

1枚めくっていただきますと、業務の実績ということで法令業務について昭和60年から4つの年度につきまして数値を並べておるわけなんですけど、大まかに言えることは、3条、4条、5条の案件は年を追うごとに少しずつ少なくなっているかな。特に、4・5条につきましては、これは景気の影響もあるかと思っておりますが、転用につきましては少し少なくなっているということが言えるかと思っておりますし、また、利用集積につきましては、これは平成12年の売買がちょっとぬきんで、10ha程度と多くなっておりますが、これは国営の農地開発事業が飛騨で取り込まれたこともありまして、昨年完成いた

しましたが、そういったことに関連することもあるかと思いますが、そういったことで利用集積事業の増というのが一ついえるかと思いますが。

任意業務につきましては、年別に比較できる案件というものは少ないわけなんですけど、その中で建議活動ということで大体年に3回から4回行っています。これは主に予算編成時期に向けて市当局に対して行う建議ですが、そのほかに時事の問題、例えばBSEでありますとかセーフガード、そして今般は農業委員会の交付金といったことも出てきているわけですが、そういったことに対して国会議員あるいは大臣等に対して要請又は建議というところで行っております。

広報活動は先ほどの「農委と農家」ですが、これは昭和52年3月創刊で、いま98号、今度の夏に100号増刊号といいますか、記念号を発行しようということに進んでいるところでございます。

収支の実績を下に書いておりますが、交付金ということでは全体の事業費の中の30%でありますけれども、基準財政需要額、交付税に算入される金額もあるということで、その合計で見ますと70%はいただいているかなということがいえると思います。

以上、いただきました資料の中の説明でございますが、そのほかに、きょうを迎えるに当たりまして、中間整理(案)に対する意見ということで、事前に提示されたものにつきましてそれぞれ考えてみたわけなんです。これを見ました折に、なんと自分たちは勉強不足であろうかということをもっと痛感したわけなんですけれども、そんな中で昨日、会長と最終的に打ち合わせる中で、外はぼたん雪が降ってございましたけれども、各項目について一つ一つ考えてみたわけなんです。

その中で幾つかの点、農業委員会の意義・役割についてということ、また合併への対応、財政基盤のあり方という3点につきまして、考えるところをちょっと述べてみたいと思います。

農業委員会のこの中で特に重点化、何か地域ごとに差異があってもいいんじゃないかという意見が一つございましたけれども、やはり地域によって農業委員会の姿というのはそれぞれ違うと思います。盛んな地域においては、高山もそうだといえると思うんですが、後継者問題でありますとか農地の有効利用といったことがメインの話題になってくるかと思いますが、また、都市化が進む地域では違法転用あるいは遊休地という問題、都市近郊については市民農園の提供ということ、それぞれ地域、地域によって主題は違ってくると思いますので、やはり農業委員会ごとの重点施策といえますが、それはいろいろあっていいんじゃないかなと思っております。

また、問題4のところ「農業委員会に期待する役割」というのがございます。これも個々に違うわけですが、いま系統組織で盛んにいわれておりますのが行動する農業委員会ということで、高山市の場合、先ほど地区担当制ということについて少し触れましたが、なかなかいままでできておらないという部分があります。地区担当制、それぞれの委員に地域を割ってみることは、それは簡単なことです。しかし、地区担当制の真の意味というのは、それに伴って今後の農地パトロールでありますとか遊休地の調査、そして月例会での報告といった非常に責任を伴うものであるということで、言葉で言うほど易しいものではないと思いますが、これにつきまして来年度の中ごろ、ことしの夏ぐらいまでには規定を決め、実質的な活動をスタートしたいということをお委員会でお考えを

るような次第でございます。

また、合併への対応という項目でございますが、高山市も平成17年の2月には周辺10市町村で1つの市になるということで、昨年12月26日に法定協議会が設置され、具体的な活動に入ったところです。これが合併されますと、東西77km、南北80km、東西南北それぞれ80kmという非常に大きな、聞くところによると全国で一番大きな地域になるということを聞いております。標高も500mから、北アルプスの3,000mという非常にバラエティに富んだ土地柄になるわけなんですけれども、そういったところでこういった組織のあり方があるのかということ。

そして、農業委員会の人数というのは法律によりまして、その面積規模あるいは農家戸数によって決められております。地域が大きくなったからといって、「じゃあ増やそうか」というものではありませんので、現在、その当該地域で選挙委員定数が120人ありますが、合併後はこれが30人になってしまう。現在の法定定数からしますと。そういう現状を踏まえまして、先ほど触れました地区委員、農業委員じゃないけれども、下部組織の活動というものが非常に重大になる、そのように考えております。

また、そういうことでありますので、農業委員会の組織のあり方という論点に入るわけなんですけれども、現在のところ、人数といいますのは農地面積と農家戸数によって20人から30人、40人規模ということで決められておりますが、そういった広大な地域を一つの地域にします場合、地域面積というのもその人数の要素に今後考えていく必要があるんじゃないかと考えております。

ちなみに、広大な地域の中では、一つの市の中に農業委員会が複数置けるということもうたってあるんですが、現在、これも高山市において決定しているわけではありませんが、最終的にはやはり一つの市の中には一つの農業委員会であるべきではないか。幾つもの農業委員会を置くということは望ましい姿じゃないんじゃないかということでいま議論が進んでおりますので、そういった形になりますと、いまの法制度でいきますと、120人が30人になってしまう、そういう現状に置かれております。

最後に財政基盤のあり方ですけれども、これも非常に勉強不足をひしひしと感じたことでありますけれども、高山市がもらっておりますのは、交付金ということでは農業委員会の予算の30%である。いま、一般財源化の意見ということで非常にいわれておりますが、私たちは70%が一般財源ということで考えておったんですが、これは私があさほかではございましたけれども、そのほかに地方交付税に算入される財政需要額ということがございまして、全体では7割方は国のお金によって賄われておるという状況でございます。

今回、非常に内容が難しい内容で、会長と頭を痛めたんですが、そういったことで考えてみましたので、以上、発表させていただきます。

八木座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま2つの農業委員会からご説明いただいたわけですが、ご質問等がありましたら若干時間をとりたいと思っておりますので、どなたかご質問がありましたらご発言いただきたいと思います。

斉田委員 これから日本の市町村合併が進みますから、同じ悩み、同じ状況が生まれてくると思っておりますけれども、こんなことを聞くのはどうかと思うんですが、地区委員の方に対する手当とか、そういうのは予算化されて実施されているわけですか。

高山市 現在、年間1万円ということで地区委員手当を交付しております。

斉田委員 何回ぐらい要請があつて出ることがあるんですか。

高山市 機関誌の配布ということでは年4回でございますけれども、先ほど申しました3・4・5条等申請、これはその地域、地域によって一概に言えるわけではありません。ですから、何件ということはありませんけれども、地域によってはほとんどない地区委員さんもおられると思いますし、盛んなところは毎月3～4件は確認しなければいけないということがあると思います。

八木座長 中村委員、どうぞ。

中村委員 荒川町は合併問題はありますか。

荒川町会長 荒川町においても任意の協議会が7つの市町村で立ち上げております。これが実現するかどうかは今後の推移を見守らなければならないわけではありますが、南北に40km、東西に35km、非常に広大な土地の面積になるわけであります。高山市と同じようなことが言えるかと思いますが、その中で一つ言えることは定数の問題でございます。非常に広大なところで本来の農業委員会活動業務をするには、40人の定数ではとてもやれるような状況ではないと思います。それと選挙区においては、現在の町村単位で選挙区を設ける。法定定数が40名でございます、うちの地域は、合併特例法を使って、農業委員会、郡市の協議会では60名を農業委員の定数として要望しております。これも実現するかどうかわかりませんが。

ただ、合併については私は否定するものではありませんが、農業委員会にとっては非常に厳しいものがございます。特に、末端の地域活動を行うためには、いまの法定定数では当然できないわけでありまして、公的につくり上げるような協力委員、こういうものが必要じゃないか。本来であれば制度を改正していただいて、定数を増やすということが前提でございますが、それがどうしてもだめであるというときにはなれば、そういうものがなければ、特に情報活動等については危ういというふうに思います。

それと、特に選任委員でございますが、一つには要望を出しておりますのが認定農業者の方から、女性の方、それと土地改良区、これも非常に土地改良区と農業委員会の構造政策を進める上では大事であります。できれば土地改良区については、制度を改正していただいたら、別枠に選任をしていただくような方策が取れないかというふうに思っております。特に、合併についてはまだまだ問題が多いわけでありまして、もしまた何か質問があればお答えしたいと思います。

八木座長 ほかにございますでしょうか。岩崎委員、どうぞ。

岩崎委員 両方の農業委員会の方に伺いたいのですが、農業委員の資質向上のためにいろいろな研修が欠かせないと思うのですが、どんなお取り組みをされているかということと、それから特に高山の農業委員会さんのほうで地区担当制を入れられたということですが、そういった地区委員の方々に対する研修として何かお取り組みになっていること、あるいはそういった研修をめぐっての課題などについてお教えいただければと思います。

長委員 関連質問ですが、先ほどの地区委員といえば農協の地区代表、田舎では農区長という呼び方をしますが、この地区委員に対する財政的なことについてはいまどのようになされているのか。負担は市町村または農協のどちらでやられているのか。国のほう

の補助でやられているものか、一般財政の中でやられているものかどうかをお伺いしたいと思います。これから市町村合併により組織が大きくなり、農業委員の人数120名が30名に減るとなれば、地区委員の活動の場というのは非常に大きくなってくだろうと思うんです。その点について少しお聞きしたいと思います。

八木座長 荒川町のほうからお願いします。

荒川町会長 農業委員の資質向上にどういうふうに取り組んでいるかということですが、1つには農地制度が変わる。そうすれば当然、県で持っている農地事務所でございますが、講師に来ていただいて勉強させていただくなり、農政事務所、これは農政関係でございますが、農政事務所から来て指導をいただく。勉強会をするとか、特に普及センターとのつながりがございますし、農協とのつながりもございます。農業委員会単独でやる勉強会については、全国農業新聞という新聞がございます。これらをベースに問題提起をして勉強しておるといふことと、農協、普及センターについては、農協でやる研修会、普及センターでやるいろんな研修会がございます。そのときは可能な限り農業委員の方々に出席していただいているということでございます。出席率は100%というわけにはいきませんが、大方70%ぐらいの方は出席していただいているという状況でございます。

八木座長 高山市のほうお願いします。

高山市 まず農業委員の研修でございますけれども、去年の7月の改選に伴い新たに農業委員になられた23人のうち8名の方が新しくなられたということで、初回はもちろん農業委員会活動の全般について研修いたしますが、数時間でこれを理解できるものではもちろんありません。毎月1回やっております総会の構成といたしまして、3・4・5条等、法定案件につままして時間を割いた後、協議会に移るわけですが、これがいってみれば非常に重要なものであります。内容といたしましては、地域の農業委員の声でありますとか、あるいは研修でありますとか、そういったことに使われておるわけなんです、特に新しい任期がスタートしてまだ浅いわけですので、この研修ということをやっておりますし、やっていかなければいけないと思っております。

といたしますのは、まず農地法につまましては税務的なことについての知識が必要でございますし、また、年金法が昨年改正になりましたが、その前提としましてその研修を開催いたしました。税務関係につまましては、税務署の担当官に来ていただき、また年金につまましては岐阜県の農業会議から担当に来ていただきまして、そういった研修を行ったわけです。

また、いま合併問題がやられておりまして、先般の農業委員会におきましても、現状をお伝えする中で、いま一番の委員会としての眼目が、1つにするのか、複数にするのか、そういったことが前回の委員会でのいろんな意見を出し合ったわけなんです、そういったことで現状を把握するということの一つやっております。

ちなみに、いま合併に当たりまして行政サイドでそういったあらゆる行政部門について検討が進められております中で、農業委員会はどうかというものもかなり、決まったところで各委員会会長の意見をお聞きするという進め方で進んでおるわけなんです、先般、うちのほうの会長の発案でもありましたが、すべてが決まってから農業委員会におろされたんでは、それは何にもならないから、まだ行政サイドでも流動的な

ところで、各合併する関係市町村の委員会会長が集まって、自分たちで自分たちの問題として話してみようよと。そして、場合によっては市町村に対して自分たちの意見を言っていこうと、そういう方向が出まして、2月5日の日には各委員会会長に集まっていたいて、自分たちの問題として協議する方向であります。これも研修の一つのものではないかと思えます。

地区担当制でありますけれども、この研修の機会は、毎年1月から12月が任期でございますまして、先般、1月、最初の改良組合長会があったわけですが、そこで改良組合長さんをお願いする仕事といいますのは、この農業委員会の事務のみならず、農協の支店運営委員とっておりますが、そういった立場でもあるわけですので、その立場、立場での研修会を持ったわけでございます。

地区委員さんということになりますと、いまのところは3・4・5条の要点についてお話しし、あとは随時経験を積んでいただくということですので、それだけ時間を取る必要もなかったかと思えますが、そういったことで行われました。そしてこの財源ですけども、地区委員、高山市からの報酬としましては先ほどの1万円というのは一般財源によって賄われております。また、立場として農協の支店運営委員という形も兼ねておられますので、農協のほうからもまた別のお金、会長は農協理事も兼ねておられますので、聞きましたら、3万5千円出ているんだよという話でもありました。

以上でございます。

八木座長 よろしいでしょうか。それでは、だいぶ時間も過ぎておりますので、農業委員会からのヒアリングはこれまでにしたいと思えます。本日は、お忙しいところを来ていただきまして、またお話しいただきまして、どうもありがとうございました。また全体の質疑の中で何かご質問がありましたら、随時していただいても結構だと思えます。

それでは、次に資料2を中心とした「検討事項と主要意見の中間整理(案)」に沿いまして委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。この資料、大きく分けて農業委員会の意義・役割、農業委員会の活動のあり方、農業委員会の組織のあり方というふうに3つに大きく分かれておりますので、やや区分をしてご意見をいただければと思っております。ご協力をお願いしたいと思えます。

最初はこの資料の4ページのあたりまでで何かご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただければと思えます。委員の皆様から事前にご意見もいただいたわけですが、十分に反映されていないとか、そんなこともありましたらご指摘いただければと思えます。

西川委員 先ほどもお話が出たんですけども、農業委員さんと地域の集落の改良組合長さんとの関係なんですけれども、一般的に常時活動しているのは、どちらかといいますと地域では改良組合長のほうでして、農家の方から「もう耕作ができないから、何とかこの農地を集落の人の中で守っていただけないか」というようなお話がよく出るんですけども、それを調整するのは農業委員じゃなしに集落の改良組合長さんが調整される立場になっております。

それで、改良組合長さんというのは実態的に定着しておりますので、先ほども出ておりましたが、農業委員会組織のスリム化、しかしながら広域的だというような話で、なかなか難しいということですので、やはり地区担当制を強化するためには、農業委員さ

んの下部組織といいますか、それを改良組合長さんに授けて、集落が離れているとなかなか話がまとまらないというようなこともありますし、集落は集落で地域性もございますので、下部組織を改良組合長さんに委嘱するという形が実態に即して好ましいのではないかというふうに、現実的であると思うんですが、ご意見を伺いたいと思います。

八木座長 農業委員会の方のほうですか。

西川委員 両農業委員会の方々はどういうふうにお考えでしょうか。

高山市会長 高山市では現在そのようにしておるおかげで運営がうまくいっていると思います。そしていま高山市の中にも坪80万かそのくらいのところもありますし、1万円くらいのところもあるというような、そんな状態でございます。そうすると、道路ができてつづれる人は今度遠くへ行って農地を求めるということが盛んに行われるんですが、そういうときにはやはり農業委員の人が中に入らんとまとまらんということで、大体2人ぐらい農業委員さんも中に入っていて、改良組合長さんの意見を聞き、いま進めておるようなわけでございます。ぜひそんなふうになればありがたいと思います。

八木座長 土地改良区の関係あたりはいかがなんでしょうか。

高山市会長 高山には法的な土地改良区というのは一つございます。そこは大生産地でもございます。そここのところは区画も整理されて、大きい状態で、パイプ配管もされているようなところがございますので、そのようなところの場合、かなりいま利用者が多いというか、そんなことがあります。それから先ほどの改良組合長さんは流動化推進委員という名前も、別組織ですけれども、大体兼ねてみえるんですが、それと農業委員の人もその中に入っているんです、流動化推進委員の中に。そんな会の中で進めていただいております。

八木座長 荒川町のほう、何かありますか。特に土地改良区との関係で。

荒川町会長 荒川町については、荒川第20号の一番裏のほうに地区担当、農地銀行の支店になっているわけでありましたが、これが農業委員の全スタッフでございます。あと担当地区というのがそれぞれ分かれているわけでありましたが、いま正直なところ、農業委員の活動は主に自分の出身の集落でございます。ただ、農協の懇談会等々があるわけでありまして、以前は農業委員会も各集落回り、集落を回って訪問した経過があるわけでありまして、それをいま農協の集落座談会なんかとあわせて集落のほうへ行って説明をしているというような状況でありますし、先ほども特に合併等についてのときにお話を申し上げましたが、協力委員的なものが西川委員さんのおっしゃられた意味での下部組織と申しますか、そういうものの設置が必要だと思っております。

それと同時に、またもう少し広げれば、先ほど合併の話、ちょっと質問内容と違いますが、つけ加えさせていただくと、各町村単位に広域になるわけでありまして、職務代理者の複数制ができないものかと思っております。広域になればなるほど、会長だけでは行き届かない部分を町村単位で職務代理の複数制を置くというようなことも一つ検討していただきたいと思います。

八木座長 ほかにございますでしょうか。

長委員 先日、新年のあいさつ回りで、私の組合管内22市町村の町長、助役、関係者に会いに行った際、農業委員会がどのような活動をしているか、どういう形で置かれているかについて聞いた訳ですが、ほとんどの農業委員会というのは別室で7～8名、ま

たは10名ぐらいの職員を置いたり、役場の中には担当課長の横にちゃんと農業委員会の会長席を設けて、それぞれ地域農業のために取り組んでいる体制がはっきりとわかりました。そのような中で農業委員会が中心に例会をやって、農業委員の中には市町村の議員、農協の理事、土地改良といった方々が農業の問題についてお互いに検討をなされております。やはり農業団体、関係者一体となった組織が必要ではないかと思っているわけです。

昨日の全国農業新聞の中で、京都府が実践農場を設置するということが一面のトップに出ておりましたが、その中で就農希望者が非常に増えてきており、それに対する取り組みの中で農業委員会、農協が一体となってその受け入れをしているとのことでした。土地の問題については、以前から市町村の中で位置づけがなされている農業委員会がやっているということが書かれておまして、地域的に担い手づくり、後継人づくりは農業委員会が一つの方向づけをしておるとということが一面に出ておりました。

それからもう一つ、1月20日の農業新聞ですが、北海道では農業機関がJAと同居しており、官民一体となった体制づくりをしているということが出ておりました。1カ所の建物の中に農業委員会も一緒に入って、それぞれの事業体制づくりをやっている。これはすばらしいことだと思いました。

私どものほうでも、農業委員会が中心となり関係機関が農地の問題なり、緑地化、環境問題といったことについて、地域ごとに建議がなされている市町村が非常に増えてきております。私のメモの中にも入れておきましたけれども、2月には学校給食の問題について農業委員会が中心になって取り組んでおり、地域の関係者を集めて農地を選択し、環境問題、農薬使用の問題を検討し、地産地消で進められております。

そういった事例をみても、農業委員会の位置づけというのは、都市化の中で発展していくということで、これからはお一層そういう組織が必要ではないかと思えます。私の地域は都市化地域でございますが、中山間地域の意見も一応それぞれ資料を取り寄せて、どういう形でやっているか調べました。大分県寄りの中山間地の例ですが、そこでも農業委員会が建議をして、農業振興に対する方向づけを打ち出しております。細かいことは申し上げませんが、農業委員会も非常にいま力を出しているなという感じを受けて、これからはお一層農業委員会の必要性が増すのではないかと感じております。

これも私のメモの中に入れておきましたけれども、委員の構成については知識のある人、農業に関連した人たちを入れた体制づくり、さらにスリム化をしなければならないのではということを感じましたことを申し上げさせていただきます。舌足らずの点もございましたが、時間の関係がございますので要点だけを申し上げます。

八木座長 宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 私の意見としては、農業委員会が地域農政の政策立案から実行まで取り組むべきであると言っているんですが、農業委員会の役割であります農地の権利移動、集積、担い手の育成、そういう面には水田の転作問題が大きくかかわってきています。いままでの議論の中では、あまり水田の転作問題に対して農業委員会がどう取り組んでいくのかという議論はなされていませんけれども、地域農政を考える場合にも、農業委員会の与えられた役割を達成していく面からも、転作問題に農業委員会がかかわらなくていいのか。むしろかかわらざるを得ないのではないかと考えています。

国は、生産者団体に転作問題を任せるといふ、生産者団体はそんなことはできないというやりとりがありましたけれども、その点について、農業委員会も積極的にかかわっていくべきではないかという気持ちを持っております。

八木座長 ほかにございませんか。佐野委員、どうぞ。

佐野委員 先ほど土地改良区が主体的にやっているの、農業委員会は、私の判断が間違っているのかわかりませんが、農業委員会はそう力がなくてもいいんじゃないかみたいな話だったと私は受けたんですけれども、これはやはり地域性があるのかなと思いました。私の身边では土地改良区が重立った事柄には入っているということは見当たりません。むしろ農業委員会が母体となってやっている施策が結構ありまして、もし農業委員会の活動が少なくなっていけば、ますます農家は困るだろうなというふうに思いました。

それから、やはり農業委員会は何であるのかなと頭の中に浮かべておられますと、もちろん農業・農村の地域振興でもあり、あるいは農家の活性化でもあり、そういうところの指導者ではないのかなと。そのリーダーが資質を上げてやっけないと、これからの農業は無理なんではないかと私なりに判断させていただいております。

そんなところで、先日、メモを出させていただきまして、私のものがここに図解を書かせていただいたわけでありまして、やはりいままでと違って、これからは皆さんがおっしゃっていたように農業委員の資質の向上が必要だということにつきまして、このように図解を書かせていただきました。これは合併に向けて私は考えさせていただいたんですが、本当にいま地域では農業委員会が必要とされております。A地域とかB地域と書いてありますけれども、これは前の市町村のいままでの委員会のことを意味しております。そんなところで、やはりこれからは資質を上げる。そして、農業委員会だけじゃなくて、地域、農家を巻き込んだボトムアップの農政が必要だということをおぼろげに上げておられますけれども、このようにやはり農業委員会が本当に力をつけてやっけないと、今後の農業はもたないという意味で、私は力強く農業委員会の活性化に力を入れる対策を取っていただきたいと考えております。

八木座長 飛田委員、どうぞ。

飛田委員 皆様のご議論とうまくかみ合いますかどうかですか、ちょっとわからないんですが、一つお話をお伺いしながら思いましたことは、農業委員会の独自性の確保ということでございます。これは他団体、他の組織、他の行政との活動内容における競合というのは、できるだけ相互に話し合いをしていただけて避けていただきたいということを思っておりますけれども、さりとて皆さん、もちろん協力し合って仲よくすることはよろしいんですが、やはり農業委員会には生産者のみに軸足を置かないで、広い視野でバランスのとれたリーダーシップを取っていただきたいというふうに考えております。

いままでのお話の中にも、これからの農業のあり方を検討するためにこれからもっとパワーを発揮するというお話が出てきているわけですが、さまざまな、特に生産者のいわば収益を上げていくということを第一目標に置く必要が、当然農業の安定のためには必要なわけですが、農業委員会としてお取り組みいただく場合には軸足を生産者ばかりに置いていただいてもいけないですし、生産活動そのもののみに置いていた

だくということだけでなく、流通、消費に至るまでの、そして教育問題などを含めての広い視野を持った活動をしていただきたいということを考えております。

したがって、その独自性と独立性、チェック機能を果たし得るような内容にしていただきたいということが1点でございます。

それと関係づけられるかどうかよくわからないんですが、私が耳にしたことで、例えば小作料の問題なんですけれども、正式の契約を結ばずに、やみで小作を依頼するというようなことも地域によってはあると伺っております。そういたしますと、その小作料のあり方によりましては、生産に従事される方にとって、それが非常に不当な場合もあるかもしれませんので、そういうことが見逃されてまいりますと、土地利用のあり方、生産のあり方にも影響が出てくるのではないかと思いますので、そういったことにも目配りをしていただく必要があるのではないかとということを実は感じております。

いまいろいろヒアリングをさせていただきまして、それぞれの地域の特性に応じた活動ということを模索して実施されておられるということをお伺いしてまいりましたんですが、私、消費者の立場なものですから、うまくかみ合わせてお話しすることはできないんですが、その2点をとりあえず感じております。以上でございます。

長委員 いまの飛田委員のご意見に対しまして、現実に小作料の問題ですとか、借地をするとか、新規就農者、いま現場サイドでは農業をする人がいないんです。それで、田んぼをつくってくれと、持っている人が提供する。私の福岡県の山間地域においては、これから先まだ高齢化が進むが、それこそ本当にやる人がいなくて、現実には金をもらおうということじゃなくて、金を差し上げるからつくってくれという状態です。そういう現実なんです。飛田委員が福岡の方におみえになって、もし農村の実態を見られますと解ると思います。そのくらい、いまの農業経営では食っていけないというのが現状でございます。その辺は十分ご承知いただきたいと思います。

八木座長 いま意義・役割ということをお願いしたんですけれども、活動のあり方についてもいろいろ論点が幅広く出てきておりますので、そちらも含めてご発言いただきたいと思います。

今井委員 資料4と私のメモを見ていただきたいと思います。私の意見の中に4番、総合的な農業支援センターの設置ということを書かせていただきました。それと資料4のほうに各団体のそれぞれ細かく内容を明記されているのがあると思うんですけれども、私の住んでおります新発田市の隣りに豊栄市というところがございます。そこでは普及センター、JA、共済組合、農業委員会、市の農政室の5団体が一緒の窓口になりました。農業者、消費者の窓口を一本化するということで実施しています。そこへ土地改良の方にも参加していただきたいと思いますということで、いま検討中だそうなんですけれども、そういった団体が一本化した支援センターをいま立ち上げております。担当者に聞いてみますと、目的は農家のための窓口ということでの一本化をねらったということでした。以前から比べると、各担当それぞれ事務的には前よりも多くなってきているけれども、活発に活動されているということでした。

それからこの全体の中の支援センターでなお部会をつくりまして、地産地消部会、水田確立部会というものを立ち上げておまして、地産地消部会には消費者にも入ってもらっているということが現行行われているということでしたので、お知らせしたいと思

います。

谷口委員 先ほどから各委員さんの提出メモを拝見してまして、いまの今井委員のお話に関連するんですけども、実は先ほど長委員が新聞記事の事例で、北海道でいま言われたような集中的な、各組織の機能を1カ所に集中させるというか、共同事務所をつくってという事例が、私の隣り町の当麻町というところなんです。私は皆さんのこのメモを読んでいて、ちょっと途中を端折りますけれども、かなりの問題解決はいま言われたような関係機関等の意識であるとか、物理的な距離感を縮めることによって解決できるなという卑近な事例ですので、ちょっと詳しく申し上げます。

その当麻町というのは4～5年前まで、北海道の上川地区というのは米では北海道内の中で優良産地なんですけれども、実はこの当麻町というのは近隣ではそれほど優位なところではなかったわけです。私どもの旭川市が圧倒的に生産性、品質性でまさっていたんですけども、この当麻町が平成8年か9年に、こういう農業関係の機関の認識の共有化ということで、ちょっと名称はわかりませんが、組織をつくりました。その前段があって、去年ですか、農協の2階の事務所に6組織ぐらいの農業団体が入ったんです。その入ったことと、地域の農業の変化ということが表裏一体かどうかということとはちょっとわかりませんが、いま北海道でナンバーワンの米の産地になったんです。

その取り組みの状況を聞いてみますと、もちろん行政、農協、改良普及センター、そこから辺が集中的に産地としての優位性を高めていこうということが第一義で、あと付随するいろんな農業問題、連携して解決しようということで、現実、新聞記事のようになったんですけども、やっぱり私は特に純農村地帯の場合は、ずっと議論してきていますけれども、特に農業委員会一つでも、あれだけ広範な役割を課せられているということで、そちらの飛田委員さんがおっしゃられるような「食」と「農」の提携だとかいう今日的な問題も含めると、まず最初にそこの役割をきちっと位置づけていくという認識を持っていただくような、今回のこれは建議というんですか、論点整理というんですか、にしていなければなという思いも強く持っています。ちょっといまの意見に関連ですけれども、事例を申し上げます。

八木座長 中村委員、よろしいですか。

中村委員 さっき4ページと言われたものですから、4ページの傍線の7行目、「一方」のところの役割のところ、私の読み方がちょっと悪いのかもわかりませんが、純農村だとか都市近郊、地域で異なるから、全国一律の制度を見直してということになっていますが、これは全般の農地制度の問題とそのほかの問題と2つの役割を持っている中で、特に農地制度の問題については、これは全国一律、若干許認可なんかで届け出制や何かは地域であります、一般論としては農地制度は全国一律であろうと思うんです。上のほうは、その他の活動は次の例の総花的なところにあるように、「個性ある重点化」というのはいまの話も含めて個性ある重点化はしたいと思うんですが、ここはどういうふうにとらえらるのかなというのは、私の読み方が悪いのかもしれませんが、そういう感じがしたものですから、2つの話で分けてやらないといかんのかなという気がしていました。

それから先ほど、飛田委員と長委員の例の小作料の話につきましては、確かにそうい

う福岡の実態もあると思いますけれども、むしろこれはコストの問題として考えてみると、そういうものも逆小作料みたいになりますので、それだけじゃないようなところもあるわけですから、そこはもう少し精査してやっていく必要があるのかなという気がします。

長委員 小作料の関係などといった対応については、農業委員が土地をあっせんする際には中心になってやっている訳ですから、その辺の環境についても十分検討する必要があるのではないかと考えております。

八木座長 いまの4ページの指摘については、何か事務局のほうありますか。

西岡首席企画官 このアンダーラインの部分は、基本的にはできるだけ議論をこれからまとめていくため、こういうご意見がございましてということを確認的に、ある意味では羅列的に、特に事務局という意図を持たずに並べておりますので、具体的には佐藤委員のほうから農業委員の役割について、むしろ純農村は事務局対応で十分で、都市近郊のほうは利害調整が難しいというご意見もあって、特に法令業務か、任意業務かのいわゆる一律性とは別にして委員のご意見として出しております。もちろん最終的にまとめていくようなときにはそういう点も整理しながら文章をつくっていく形になるとは思っているのですが、意見は事実関係だけでとりあえず併記してあるということですので、むしろその辺をどういうふうに考えていくのかという点、むしろ流動化なりは農村部のほうがより政策要請が強い中での農業委員の役割みたいな観点かなと思ったんですけれども、むしろ逆のご意見をいただいているという点もあったので、そのまま載せています。

八木座長 中村委員、よろしいでしょうか。中間の論点整理ですから、また最終的には整理するということです。佐藤委員のほうから何か補足がございましてか。

佐藤委員 特別はないんですけれども、われわれ田舎にいてというか、中山間に住んでいますと、都市部の農業委員と山間地の農業委員と議論していることもだいぶ違うということに気づいています。意見を聞いた中では、都市部では行政側で開発したいという土地と、いや、農業側で守りたいという、その意見を随分戦わせる場がある。それは非常に農業委員会としては大事なことなんじゃないかということがありましたので、なかなかそういうのがないところもありますので、一筆書かせていただいたということでございます。

それにあわせて、行政で収用法なりで農地を転用した場合は農業委員会にはきっちり報告していただきたいということもありました。いつの間にかそこが転用していたという例もあったそうで、その辺も農業委員会としてはきちっとしてほしいという意見でした。

それともう一つ、私のほうでは生産委員とかいろいろ部落について農業関係の、広報を配る委員だとか部落をまとめる委員がいますけれども、その方に農業委員会まで情報を提供いただくというのはいいと思いますけれども、私、農業委員をして非常に責任を感じた場面があります。中に入って、両者、売る・買うで、こういう制度がありますよ、こういう価格ですよ、さんざん話をしたけれども、それが成立した後いろいろ調べたら違ったということが随分ありましたので、これは委員の勉強不足ですけれども、非常に責任があるという認識を持ってまして、片方はイベント的なことを書いていますけ

れども、私は違って、農地の移動に対しては厳格な責任があるんじゃないかと思います。福田委員 資料4の調査、ありがとうございました。いま資料4の参考、最後のページですが、眺めましたら、この統計数値が14年10月1日現在ということで出ております。一方、先般いただいた農業委員会の組織と業務の概要の5ページの農業委員会の現状というのは12年なのです。ここに約2年間のギャップがある。何を私は申し上げたいかというと、石川県の女性委員の数が12年まで1人であったのが、14年に16人になっております。2年間に大変な変化が起きているのに、これが12年のデータしか出ていない。現状認識が誤っているんじゃないか、まず根本的に。女性委員、女性委員というのが随分出てくるんですが、もう既にかなり多くなっているはずです。ひとつ再調査をぜひ、新しいデータを、12年はちょっと古すぎると私は思いますので、お願いいたします。

八木座長 この点、事務局のほうよろしいでしょうか。

西岡首席企画官 農業委員会の実態調査がかなり広範なものをまとめた資料ということで、12年段階で調査し整理し終わったものを提出しています。女性農業委員数については、去年の選挙の際に別途調査、整理していますことから、その段階での数字をお出ししました。

福田委員 かなり増えていますね。

西岡首席企画官 それ自体は増えております。いずれにしても資料は直近のもので整理したいと思います。

八木座長 この参考についても、全国レベルのデータ収集をして。

西岡首席企画官 そうですね。もともと全国の実態調査を毎年かけておまして、その中で法人とか従来にない区分けで、今日的な視点でもう少し区分して全国調査をしなければいけないと思っておまして、今後はそういう形で整理してやっていきたいと思えます。

八木座長 笹崎委員、どうぞ。

笹崎委員 前回欠席いたしまして申しわけなかったんですが、いままでの議論を整理してみますと、ずっと昔からそうなんですけれども、2つに整理できる。農業委員の役割というのは非常に幅が広過ぎるんですけれども、1つは生産農地を守るという観点、農地法の法の番人という観点的議論と、いま非常に幅広く行われているのが生産農地を生かすという部分における議論が幅広く行われているわけです。ところが、現実問題はいろんな機関が重複してこの業務に関して、2番目の業務に関しては行われている。市町村合併が大規模化になってきたときの状況に応じて相当地域の差が出てくるだろうと思っています。ですから、この委員会のメンバーはいろんな地域から来ていますし、大規模化した農地を幅広くというより、選択肢をある意味では各地域に分けていくという形に、地域の判断にゆだねる部分を設けておくというふうにしたほうがいいと思います。

ただ、決定的に大事なことは、いまおっしゃいましたように、法の番人としてどういう役割を果たしていくのかということです。いままでの議論の中でないことはどういうことかといいますと、農業生産の担い手たちの構造が今後、5年、10年先にどう変わるのかという議論がないんですよ。農業委員会の話ばかりで。ところが、それを支えるために農業委員会があるわけです、基本的には。日本の農業の自給率の問題も出てき

ましたけれども、それは生産者がいればこそなんです。

ですから、意欲的な生産者の研修という話もありましたけれども、研修には2種類ございます。1つは、言い方は悪いですけど、いままであまり勉強してなくて世の中に遅れていた人たちに「こうなんだよ」という流れを学ぶ部分と、もうそれはわかっているから新しい農業を展開していきたいという、ある意味では先端すぎて村ではちょっと鼻つまみの、しかし農業には非常に意欲的で、研修にも参加して、日本の農業を伸ばしたいという人々。しかし、その足を引っ張る人もいる。足を引っ張る人はちゃんと勉強をしていないで旧態然たる農業をやっている人が多い。農業委員会はそれをカバーして支援していかなくちゃいけない。そんな意味で、農業委員会の役割というのは架空の議論ではなくて、現実の姿の中で何を支援できるのか。先ほど申し上げたような前のほうの生産農地を守るという観点をどこで区切っていくのか。

第2番目は、生産農地を生かすという観点はあまりにも幅広くあり過ぎますので、これについては市町村合併の内容によって相当違ってくると思います。合併によって都市部の人の人口が増えていくということですから、これからは、そうしますと、その意見をどうくみ入れるかというのは、公選についてはこう、あるいは選任についてはこうというルールの中で地域の状況にあわせて決めていけばいいだろうと私は思っています。

そんな意味で、もう一回原点に戻った議論でやっていかないと、農業委員会の仕事だんだんぼけてきちゃってるなという感じを持ちましたので、あえて申し上げたいと思います。

八木座長 時間もだいぶ過ぎましたので、資料の8ページ、活動のあり方まで含めてご議論いただいてよろしいかと思いますが、飛田委員、どうぞ。

飛田委員 いまの笹崎委員のお話でちょっとお尋ねしたいんですけども、女性が6割ぐらい農業を担っているということがよくいわれておりますけれども、私のメモのところにもちょっと書かせていただいたんですが、農業委員会のあり方のところの上から5つ目なんですけれども、12ページでございますが、家族経営協定の推進というのを書かせていただいています。女性農業者の委員への登用ということとともに、いまの相続問題などを考える場合でも家族経営協定というものがしっかりとした形でなされていくということが重要ではないかと思いますが、その辺はどのようにお考えになられますでしょうか。

笹崎委員 これは私たちの仲間たちにも両方あります。家族経営協定が必要だというのは、おじいさん、おばあさんを含めて3世代で住んでいるところなんかは特に必要になるんです。ところが、2世代ぐらいのところは口約束で大体嫁さんが頑張っているところが多いんですけども、できればメモぐらいは必要かもしれませんが。あまり細かい協定になると非常に抵抗感がある部分がおじいさん、おばあさんはありますので、この辺はどういうふうにしたらいいか、簡単な約束事でもいいと思うんです、法的にちゃんとできれば。法文になると農家の人ちょっと嫌がっちゃうんですね、難しい条文になると。簡単な条文で、覚書みたいな形でもいいですから、通用するもので、「ああ、これだったらいいよ」という明るい声が双方から返ってくるような、そういう協定書を何かだれかが編み出してくれたらもっといいなという感じを私は持っています。

あと、女性農業者は実際には、農家の実情で、実際に生産基盤に働いている多分7割

ぐらいのエネルギーは女性でしょうね。言い方は悪いかもしれませんが、お父ちゃんは会議や会合で忙しい。実際の農業をやっているのは実はお母ちゃんが多いです。そういう農家が実はうまくいってるんですけどね。ただ、これから農業委員会をやるようになりますと、女性の参画を多くしていきたいわけですけども、担い手をどうするかという問題、家族、夫婦の協力の仕方によっての問題がこれから出てくるだろうと思っています。そんなことをしみじみ感じています。答えになったかどうかわかりませんが。

飛田委員 農業委員がそういう意味での働き、こういうことに関する働きかけを行うということは、守備範囲が大変広がるございますけれども、ひいては土地を守るというでしょうか、いい農業地を確保していくということになっていくんじゃないかというように私などは考えるんですが、その辺、農業委員の役割としてはいかがでしょうか。

笹崎委員 これは結論を言いますと、経営感覚の問題なんです。うちでもいま六十何軒の農家がありますけれども、1人で頑張ってる人と、自分の勉強のために留守をしなくちゃいけないときは留守をして、その間、地元のお母さんとかお父さんたちを動員して、アルバイトさん、パートさんという形で手伝っていただいて、自分はその分、勉強に行く。農家の経営感覚の問題なんです。お金を全部入ったものは出たくないという人は自分が一生懸命やってるんですが、限界があるんですよ。地元の人たちをうまく雇って、とにかく1時間でもいいから来てちょうだいといって手伝っていただいているところは生産も拡大して、いい成績を得ているという結果が出ています。これは農業委員の問題じゃなくて、農家の経営感覚の問題だと思うんです。それは結果的に雇用創出も生んで地元を豊かにしてるんですね。

ところが、なかなか自分の土地は自分でやるんだという意識が強過ぎる。この辺の頭を変えていくことによって、もっと農家の人は自由な時間が取れると思うし、そういう部分を研修に振り向けたり、農業委員としての活動をしていただくようになり、そういう意味からいったら農業委員の報酬はそういう観点からも考えたほうが良いと私は思っています。

野村委員 女性の役割が大きいというのは私も全く賛成で、コンビニを開くときにフランチャイズの元締の人たちは、奥様がどういう方かというのを基本にしてコンビニを開く契約を成立させる。こういうことで、大体奥様で決まる。私の家もそうです。そういう前提でお話したいんですが、私は前から農業に関連するいろんな組織があって、非常に国民の目から見るとわかりにくいし、実際かなり輻輳している。場合によっては、せっかくの地域の人材資源が有効に活用されていないというふうにも考えておりました。今回、いろいろ参考人の方のお話を伺ってしまして、私も多分笹崎委員と近いかなと思うんですけども、やっぱり優良な農地を守るというこの趣旨を全国の農業委員がおしなべてやるべき義務として課すというか、規定する。あと一つは、地域によってさまざまな事情がございます。都市部あり、農村部あり、混住しているところあり、そういうところの自由度というのを担保していく。そういう全体的な姿を描くべきではないかなという気がいたします。

新しい米政策や、これから海外との交渉、WTO、FTA、こういうことを見ますと、相当農地に対するいろんなインパクト、プレッシャーがかかってくると思います。これを何とかしていい農地を守っていくという意味では、そこに集中的に力を入れるという

意味でも、いま言ったような描き方、それから地域によっていろんな特性が出てきますので、そういうことを考慮した対応が必要かなと思います。

八木座長 だいぶ予定の時間を過ぎておりますので、組織のことも含めて全般的なことで結構でございますから、ご発言いただければと思います。

児島委員 いろいろなお意見、またこのような内容のメモなんですけれども、確かに農業委員会の活動というのは市町村によってかなり差があるのかなと思っております。私どものさいたま市につきましては、平成13年の5月に3市が合併して、農業委員68名だったのが30名になったということで、かなり広域の中で農業委員が活動しているという大変厳しい状況に現在あるわけでございます。

しかしながら、農業委員会として全般的にいうのは、まず法令事務があって、それを本来は農業委員会事務局等が事務を行っているわけですが、そのほかに肝心な任意事務があるわけでございます。その任意事務がいかに農業委員会の農業委員、またその中で働く職員、それらが十分に把握しているかどうか。そしてその体制が、はっきり申し上げまして、私どもの農業委員会は局長、次長、職員で、兼任はおりません。それだけの意欲、意思を持って法令をやっております。そしてまた、任意事務につきましては、農業委員会の委員と一体となって業務を行っておりますが、やはり事務局の体制を強化しないことには任意事務がどうしても手薄になってくる。

それに伴って、いまは地産地消の推進、また市民の中の、私どもの市は都市化ですから、顔の見える農業、安心して安全な農産物の供給、そういうことで行っている。直売方式がさいたま市は主になっておりますので、それらを含めていくのにはやはり農業委員会の職員がみずから企画、立案したものを農業委員に動いていただいて、それで活動していただくというのが一番いいのかなと。それにはやはり、その強化をするにはどうしても、いままでもありましたけれども、交付金の充実を図らないことには難しいのかなと。

そしてまた、この任意事務の中にはいろんな農業委員会法の中であるわけですが、それをやっていたら、5人、10人の職員では全然間に合わない。ですから、それらを含めて農協または普及センター、JA、それらと一体となった形の中で活動していけばいいのかな。いまご意見が出ましたけれども、やはり一体となった活動ができるような組織をつくり上げていく。それにはやはり農業委員さんもみずから動かなくちゃならないというのはありますけれども、そういうことで私どものさいたま市については、農業委員会、市の農政課、JA、それと共済が一体になって、いま現在、都市化の中に、遊休農地がだいぶ増えていますので、それを何とかしなくちゃならないという検討をしている。

また、さいたま市には中央にあります見沼田圃というのが1,260haあるわけですが、それを農林水産省、または県、市が一体となっていかに確保していくかということもあるんですけれども、それにより農業委員会の手をかりて実施をしていく、あるいは調査も行っていくということでいま現在取り組んでいるところでございます。市の側と申しまして、業務を行うのは農業委員であるかもしれませんが、職員もかなり力を入れてやらないと一体的な活動はできないのかなということで、体制強化が必要かというふうに提案させていただきます。

八木座長 ほかにございますでしょうか。

谷口委員 体制強化ということ、事情が許せば当然われわれ農業者としてもそれが望ましいということなんですけれども、現実的に私どももいろんな組織のスリム化だとか機能化の提言もしていますので、現実的な対応としてちょっと想定したんですけれども、要するに財源的なものがなかなか担保できない時代になってきた中で、広範な業務を抱えて、地域性も抱えて、業務そのものが非常に煩雑になってきているという中で、先ほどヒアリングの中で質問しなかったんですけれども、協力委員のような形態を取っておられるという形がありましたよね。例えば、北海道は非常に農地が広範で、私どもの旭川市は過去に数次にわたって合併しているということで、農地面積、多分1万5千haぐらいで農業委員は40名ぐらいなんです。私がこの会議に来る前のイメージとしては、正直いって、地域の農業委員さんというのは行政的な法令業務に汲々としているというのが実態なんです。

それで、先ほどお話の中にありました、北海道の私どもの地域で農事組合のトップは農事組合長といいまして、いろんな行政的な末端の仕事をやっているんですけれども、どちらの説明だったか忘れましたが、協力委員さんというのは毎年替わっているんですか。

高山市 改良組合長ということですので、任期が1年間です。

谷口委員 やっぱ1年ですか。それで、少数派になった農業者で、スリム化だとかいう議論もしていますけれども、当然一方ではその機能を果たし得る、体制に対する協力というものも当然われわれの側でしていかなきゃ、これは機能を縮小するか、あるいはわれわれが望む欲求をもっともっとレベルダウンさせるかしか道はないわけですね。それを、例えば私どもの地域でも協力委員制度ということで想定した場合に、1年ぐらいの任期で組織的な形としてはでき上がっても、本当に機能していくかどうかということの疑問をさっきから感じてるんですよ。どんなものでしょうか。機械銀行の協力委員だとかいろいろ。

高山市 高山市の場合、1年任期の改良組合長ということで、先ほど私、内容的にも比較的簡単ですので、第1回のときに説明しましたと言ったんですが、内容としましては3・4・5条という農地を動かすことについて、書類をまず最初に地域の方に見ていただく。そうすると、その方にとってみれば、地域の精通者ということで、果たしてそこで転用することが妥当なのかどうかという判断ですけれども、広範な知識を必要とする云々の問題でもないんじゃないかなというのが一つあります。

そして、先ほど会長から流動化推進員という話が出ました。これは任期が3年間。先ほど委員さんの中で改良組合長がそういった農地の流動化も兼ねていけばよろしいのではないかというご意見がございましたが、いまの改良組合長の1年間の仕事というのは、もちろんいまの地区委員のこともそうですけれども、農協あるいは行政からの依頼事項が非常に多いわけですね。配り物が主ですけれども、そのほかに転作の現地確認でありますとか。そういう中で、農地の流動化というのはもっとかなり底の深い、奥の深い仕事じゃないかと思ひまして、そのいわゆる掘り起こし活動というもので改良組合長にゆだねるとするのは非常に難しいんじゃないかということが一つあると思います。

そういったことで、別に流動化推進員ということで任期3年、そして毎年研修会を開

く、そういった組織も高山市にはあるわけですが、その3分の1ぐらいの部分は農業委員も兼ねておられますが、農地を動かすということになると非常に専門性も出てくるかと思えます。

谷口委員 くどく申し上げましたのは、児島委員さんのほうから要するに事務局機能の充実という課題も投げかけられました。私共もそうは思うのですが、現実問題なかなかそういう体制にならないということだとすると、農業者である我々自身が経営の一部という捉え方をして、協力員的なことを果たしていけるような認識をもつというまで踏み込んで議論しないと、人様のためにという主体性を移し替えるような議論では絵に描いた餅だと思う。逆に1年1年認識を共有させるという意味合いでは人が輪番制でやるということに意味があるのかとも思うし、一方障害もあるのかなとも、両方の思いがある。

農業委員の少数化の下にどういう組織を作っていくのか、私にも定まっていらないが、現実的にどうであろうか。

八木座長 西川委員、どうぞ。

西川委員 農協とか土地改良の場合で、農協なんかは懇談会、よく夜に直接農家の方々に集まっていたいて、営農技術の問題もありますし、いろんな実践的な課題を膝を突き合わせて議論するんです。ただ、農業委員さんの場合は、実態がそういう集落間を越えた農業委員さんになっていて、なかなかそのような密着型の話し合いが、農業委員として農業者の方々がもう一つ、ちょっと関係が遠いんですね。土地改良の場合ですと、何か事業をやるのには皆さんの合意形成とか、はんこをもらったり、負担金が幾らかかるなど、そういう問題が身近にありますから、みんな関心を持って必死になるわけですけども、農業委員さんの場合はなかなかそれができていないのが現実だと身近に思っています。

身近ということは、同じ集落に住んでいるということですので、そこで農業委員さんも懇談会などをしていただいて、改良組合長さんと連携しながら農業者と直接膝を合わせた話し合いをするという機会を持って行くことが重要であります。農業委員会組織の全国のピラミッドづくりの下部組織をどうするか。一番下部の組織を実際どんな形でつなげていくか。それが一番大きな問題だと思っています。

私のところは1,500haの土地改良区なんです。農地流動化なんかは農協とも連携をしてやっているんですけども、マッピングシステムとかつくって情報交換の場を持ち、連携はできておりますが、いま一番問題なのは、20haとか30haの農家が20人か30人いるんです。しかし、その20人ほどの農家が将来ともわれわれの地域の農業を担っていけるかという、これはちょっと疑問なんです。まだまだ農地流動化が進展して行って、加速度的に農地が浮いてまいります。そうすると、担い手農業者はその農地をどんどん集積、連担化して行ってやれるかどうか。責任を持ってやってもらえるかどうかという不安はあります。

いまの農業者は地域の信用を得ながら経営を確保してやっていただいたらいいんですが、あともっとどんどん浮いてくる農地については何か受け皿を土地改良区とか農協とか農業委員会が話し合いをして、第三セクターになるか、何になるか、そういう経験をしておられる市町村もあると思いますけれども、受け皿をきちっとしていけないと、安心して農地を所有者は守ってもらえない。「守る」という話なんですけれども、守るに

もいろんな守るがございまして、先ほど言いましたように、農地法の3条、4条、5条、あるいは相続、そういうものを守るという意味と、本当の農地としての守るという意味はちょっと違うと私は思っています。あとの農業振興政策はいろんな行政機関がありますので、他の部局に仕事を委ねていくような整理をしていますけれども、なかなかその辺、農協もなかなか腰を上げませんし、一番大きな問題であると思っています。

野村委員 これも将来多分大きな問題になってくると思うんですが、6ページの情報の受発信力の向上というところがあるんですが、この次のページに「担い手等が求めている情報を的確に発信することが重要」と書いてあるんですね。実は情報化のいまの考え方は、だれかが担い手に的確に発信する、まして担い手が求めている情報を的確に発信するなんていうのは至難のわざなんです。物すごい価値観が多様化しています。われわれ、ニュースサービスでもそうなんですが、読者が求めている情報を提供するというのは至難のわざです。いま何が行われているかといいますと、情報を受ける側が自由自在に情報を取り出せる仕組み、これを用意するというのが大体情報化の流れなんです。

ですから、細かい話なんですが、ここはあえて「情報を的確に発信する」ではなくて、「的確な情報が受信できる、そういう仕組みづくりが大事である」というふうに考えたほうが、数年後、大変役に立つのではないかと。わかりやすく言えば、電話一本で自分の欲しい情報がたちまちFAXで送られてくる。しかし、そんなことをやると、お金がかかって、手間がかかって、時間がかかって大変だから、結局いまデータベースというのをつかって、パソコンで検索すれば自分の好きなものが見られる、こういう体制に切りかわっている。こういうことを私はイメージしているんですが、受発信のあり方というのはそういうふうに転換していただきたいと思います。

八木座長 いまの点については事務局のほうでもちょっとご検討いただきたいと思えます。ほかにございますでしょうか。

飛田委員 情報の件につきましては、ただいまの野村委員のおっしゃっておられることに賛成でございますけれども、実は私、書かせていただきましたメモのところ、「ローカル局に農業委員会の中継を認めるなど情報公開に努め、広く一般と情報の共有化を図る」というのを一つ入れさせていただいております、これは必要な情報をストックして、欲しい人が欲しいものをと、それとはまたちょっと違う次元なんですが、農業委員会がやっておられることを広く地域の方に理解してもらおう。特に、広域化が進んでくればくるほど、顔が見える関係というののがつくりにくくなってくると思いますので、そういう意味ではいま各地域、恐らくかなり広い範囲でローカルのケーブルテレビ局等もあると思いますので、そういうところも活用させていただいて、送信する場合の情報に関してはマスコミを活用するというのも一つの方法ではないかと考えております。

佐藤委員 いまの情報のことで、私の感じていることでこういう文章にしたんですけれども、われわれ、農業をやっておりますと情報が氾濫しています。必要な情報じゃなくて、勝手に情報というよりも、広報なり文書なりがいっぱい来まして、どれが自分に合うのかなということをやっと判断できないほど来ます。ちょっと昔に戻ってみますと、広報づくりをしない組織なりがだいぶあったと思います。例えば、地方の農政局でもそんな情報はありませんでした。だんだん広報を書いて、情報を発信するのが仕事ということになっちゃって、その広報もだんだん立派になってきて、写真入りで。ところが、

受け取るほうはもう満杯で、「そんなにいらないよ」と。野村先生が言うように、必要なものを取り出せるようになればいいんですけども、そんな現状ですのでこういう文章にさせていただきました。

八木座長 いまのご意見もあわせて事務局のほうでご検討、工夫をしていただければと思います。

岩崎委員 ただいまの情報の受発信力の向上のところですが、ここで議論になっているのは農業委員会自身の情報の受発信力の向上だと思うのです。つまり、ここで求められているのは、情報を受信するアンテナを高くするとともに、農業委員会をいかに見える姿にするか、外から見えやすい組織にするか、そのために情報の受発信能力をどう高めていくべきなのかということが論点になっているように思います。

この懇談会の議論の中で思いましたのは、農業委員会の活動なり組織が、非農家、一般住民に対するアピールという面だけではなくて、農業者側にとっても本来自分たちの自治組織である農業委員会の姿なり役割がなかなか見えにくくなってしまっているという点です。

情報の受発信力を考える上では、地域の農業者に対する情報の公開と、非農家、一般住民、消費者に対するアピールと2つあるんだと思うのです。いろいろなデータベースの整備であるとか、そういうことも必要だと思いますが、少なくとも地域の農家の中で農業委員会の活動について目に見える形できちんと説明責任のようなものを果たしていくためにも、信頼関係を地域の中で再構築していく必要があるのではなかろうかという気がいたします。いまの状況を見ていると、地域の農家の方の中には、農業委員会に対して何か不信感といいましょうか、活動が見えにくいことから生ずる不信感を持っておられるような気がしております、地域の農業者の中で信頼関係をきちんとつくっていくことが重要だと思います。

そういう中で、信頼関係をつくるのに一番大切なのは、人と人とのネットワーキングをどうつくっていくかというあたりだと思うわけです。私自身、農家の方たちといろいろな地域活動をしてきた経験からいえば、人のネットワークづくりが非常に得意なのはやはり女性なんですね。多くの女性農業者の方たちが、立場の違う様々な方たちと多様なネットワークをつくっており、このような人のつながりが地域の活性化活動に結びついているわけです。

もちろん男性たちもやっぴらっしゃるんですが、それよりもかなり早い時期から、非常に柔軟に、うまいこと顔と顔の見える関係をつくっていらっしゃるようなことがありますので、やはり農業委員会の活性化であるとか、農業委員会の活動を目に見える形にするためにも、女性の参画、例えば女性委員の目標値を全国的に明確に位置づけてできるだけ女性の参画を実現していくということが、一つ重要なポイントだと思います。全国的にみればかなり女性委員の参画は進んでいますが、地域格差が大きいように思われます。

また、そういった中で農業委員会の活動にしても、例えば女性が入ることで農村生活に視点を置いた食農教育であるとか、さまざまなユニークな活動の提案が可能になると思われますので、そういったような取り組みをお願いできればと思っております。

長委員 先ほどから財政的な問題について意見が出ておりますが、ことしも農業委員会

の予算は削減されたようでございますし、それに伴って一般財政も落とされるのではないかと、地域ではいろいろと声が出てきているわけです。それに対して、いま市なり町村に対するいろんな建議をやって、それぞれの地域の農業政策、振興施策を取り組んでいるわけですが、先ほどからいろんな意見が出ておりますけれども、制度が弱くなると、農業委員会に対する市なり町村の対応そのものも非常に厳しくなってくるのではないかと思うわけです。

その点について、農業委員会の制度、これは私の地元をずっと見ておりましても建議制度ということで、それぞれ市に対する予算要求などいろんなことをやっているわけです。その中で農業委員会の対応についての予算もその中に入っているわけです。そういう建議を行う場をこれからも一層強く打ち出していけないと、農業委員会が国土を守る、農業を守るという意味からも非常に薄れてくるのではないかという気がするわけでございます。先ほどのヒアリングの中でも建議をしてそれぞれ市長さんに対する意見が出ておりましたけれども、その点についてひとつの方向としての強力な施策を取り組むべきではないかという気がするわけでございます。

最後になりましたけれども、ちょっと気にかかりますので、その点について申し上げておきたいと思えます。

佐藤課長 では私のほうからお答えさせていただきます。いま長委員のほうからお話がありましたが、15年度の農業委員会の交付金につきましては、当初2割カットといったような財政当局からの提示があったわけでございますが、農業委員会をめぐる現在の株式会社の導入とか、いろいろな農地政策をめぐる大きな変化の中で、やはりこの2割カットというのは非常に困難ということで、新聞報道でもございましたように、9.3%のカットということで15年度は概算決定したところでございます。

ただ、われわれもこのときに予算要求に当たりまして、実は交付金というものが先ほどからお話が出てきておりますように、農業委員会交付金というのは本来的には農地法の3条、4条、5条の法令業務にかかるための体制整備のお金といったようなことでありまして、実際見ておきますと、やはり法令業務の処理件数も減ってきているといったようなところで、なかなか対前年度同額といったのは、国民的な理解が果たして得られるかどうかといったような点があったのかなと思えます。

ただ、いまいろいろとご指摘いただいておりますように、非常に各地域で農業委員会をめぐる情勢や何かが変化しておりまして、他方では遊休地の問題、あるいは不法投棄の問題、こういったいろいろな問題が出てきております。交付金は9.3%のカットとしたわけでございますが、いま申し上げましたような各地域での農地をめぐるいろんな問題、監視活動や何かが強化できるように、農業委員会活動強化対策事業という事業、これは総枠で3億円弱でございますが、こういった事業を拡充いたしまして、広域的に幾つかの農業委員会で、先ほども出ておりましたような新規就農の問題、あるいは遊休農地の問題、それぞれに抱えている問題について、それぞれのところに対応していただくような、そういったものを活動費として直接農業委員会のほうに支払えるような、そういった事業の仕組みを今度新しく拡充しております。

それとあと、農地の利用集積というものが非常に大事かと思っております、これは3条、4条、5条の法令業務とは密接であります、やはりあっせん活動といったような

利用集積になりますと、これまた任意業務になってくるわけですが、これも実は2億5千万円ほど、あと10億円、総計して13億円弱の事業でございます。農業委員会が自ら活動して担い手農業者に農地を利用集積する場合に、その活動費について直接農業委員会に補助する、あるいは具体的に動かした場合には奨励金を交付するといったような事業を創設しております、厳しい財政事情ではございますが、やはりメリハリをつけた形での予算執行が大事かなと思っております、われわれとしても農業委員会の重要性については十分認識していかねばならないと思っております。

八木座長 それではよろしいでしょうか。予定の時間も過ぎておりますので、それでは本日の議論はここで終わりにしたいと思います。最後に今後のスケジュールについて、事務局のほうから何かございますか。

佐藤課長 本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、本当にありがとうございます。特にヒアリングにお越しいただきました荒川町農業委員会、高山市農業委員会の皆様方におかれましては本当にありがとうございました。

次回の第4回の会合につきましては、事前に委員の皆様方のご都合をお伺いしまして、2月25日、火曜日でございますが、午後2時からを予定しております。場所などについてはまた追ってご連絡したいと思います。次回は、これまでのご議論を踏まえまして、取りまとめに向けた基本的な事項にかかわる部分についてご議論いただければと考えております。

なお、3月の懇談会の日程セットの関係で、お手元に日程確認表を配付しておりますので、その場でご記入いただきますか、あるいは来週までに事務局のほうにご送付いただければと思っております。

八木座長 よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして第3回農業委員会に関する懇談会を終わります。どうもありがとうございました。